

The Kansai University Bulletin

Osaka, September 15th, 1925—No. 32

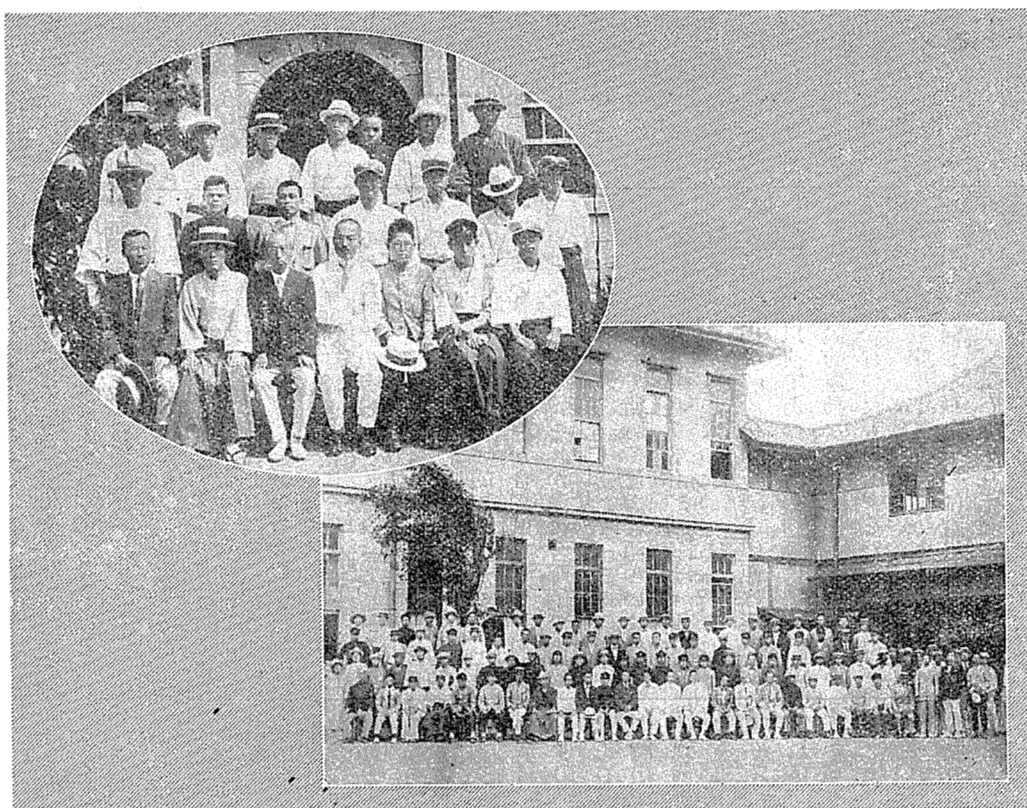
報學山里子

行發日五十月九

號二十三第

年四十正大

Summer School for Foreign Languages, 1925.



(科各部司夜一下・科等語英部司畫一上) 影撮念記會習講學語期夏回三第

阪 大

堀 佐 土 話 電
番〇七五五・九四〇一

局報學學大西關

座口金貯替振
番五七八二一阪大

千里山學報 第三十二號

次

挿繪——第三回夏期語學講習會記念攝影(表紙)ロス

コー・パウンド教授——喜多村本學新理事——姫路市

に於ける福島文藝部夏期地方講演會記念攝影

詩學概論 關西大學講師 新町 徳之

パウンド教授の法律理性論

關西大學教授 佐々 穂

ギリシャ及びローマに於ける奴隸制度

ジェー・ケー・イングラム

マーシャル傳 ジョン・メイナード・ケインズ

學内報——千里山親睦會例會開催——第三回夏期語學

講習會續報——同終了式——專門部補缺入學許可——武

内監事の大藏政務次官任官——神宅留學生の歸朝——

本學教員の夏期學外講演——喜多評議員令嬢の逝去——

教員新任——軍事教官決定

校友彙報

學生彙報

新刊紹介

柿崎記念文庫寄附申込者芳名

千里山學報維持費受領報告

千里山俳壇——雜錄

研究

詩學概論(二)

關西大學講師 新町 徳之

- 第一 緒言
- 第二 詩學概論の性質
- 第三 詩學と他の科學との關係
- 第四 詩の意義(以上既述)
- 第五 詩の發達
- 第六 詩の文化價值
- 第七 詩の内容
- 第八 詩の形式
- 第九 詩の描寫
- 第十 詩の分類
- 第十一 詩の鑑賞
- 第十二 結 論
- 第五 詩の發達

「マッケンジー」氏の「文學の發達」中に詩の起源を解説した條を引用します。

一般に感情といふものは、その性質が韻律的のものであります。或る状態にある種種の感情は自然に快感を助長し苦感を減殺するために色色な衝動的で肉體的な運動又はさまざまの叫び聲を以て彼等みづからを表現する。此の如き色色な衝動的な運動や叫び聲は身體及び音聲のさまざまの自發的な動作を喚び起す準備になります。そしてさういふいろいろな動作や音聲が韻律的によつて支配される時そこに舞踊と音樂との基礎が成り立つのであります。いかなるこゝ

ろでも原始的な舞踊が常に合唱的である如く原始的な詩はいつでも音樂的な形式を取つて居る。詩は舞踊と音樂によつて表現されたさまざまの情緒を制限する傾向を有する。詩は情緒の激激と變化を増進することによつて舞踊を高揚しかくして人生をして一層生き甲斐あるものにするのです。或意味に於て詩は言語よりも先に生れた。或る時代には人間は言葉なしに生きて居た時代のあつた事は吾々の想像し得るころであるが、肉體的に又は音樂的にさまざまの身振や叫び聲で相互に感情を傳達し合つてゐた時代のあることも想像するに難からぬころである。言語は思考に於ける又創意に於ける進歩を含んでゐる。恐らく最初は明晰でもなく、合理的でもなかつたに違ひない。人間の音聲が合理的となつたのはやや後のことで、それが遂に合理的であり且明晰でもあるやうになつたのである。而してさうなつて始めて眞の言語といふものが、肉體的な色色の動作や身振から獨立して通用するやうになつたのである。

如何にもマ氏の解説の如く詩の起源は明晰な言語の發生以前であつて其の初頭に於ては音聲の調子肉體的運動など密接の交渉が有り不離の關係が有つたもので、それが次第に分化した進展して各自に獨立して一つは音樂となり一つは舞踊となり今一つは詩となつたものでありませう。果して然りしとしますならば詩の起源は人類が動物の域を脱却した刹那に自然や人事に對する叫び聲、しかもその叫び聲は餘り動物の發する叫び聲と異つたものでないところの叫び聲にあるといへるでせう。之を至極わかりやすくいへば詩は人類のその曲折の感情が言語の自然的流露となつたものだといふことに歸する。明の李夢陽が「夫れ人之志に動かせば必ず之を言に著はす、言すれば斯に永うす、永うすれば斯に聲す、聲すれば斯に律す、律和して應じ、聲永うして節あり、言志にそむかず、之を發するに章を以てししかる後に詩生ず。故に詩なるものは徒らに言ふものにあらずなり」といひ、また「外物來つて心に觸れ情を動かし、情動きて音となり、その音の外部にあらはれたるものは是を詩とす。詩なるものは情の自ら鳴る者也」と喝破したのもこのこゝで人類の感情のあるところが即ち詩の起るころである。だから苟も人類である以上は悉く詩を持つてゐる。こゝは「民族心理學」「藝術社會學」「人類學」「考古學」などの等しく承認するところで自然人事の諸現象に對し悦ばしきにつけ、なげかはしきにつけて感嘆の言語を發露した。そこに詩の起源があるのであります。これは阿弗利加中部以南のブッシュメンや、西比利亞北部のエスキモー、南米南部のボゴダ人、北海道日高のアイヌ人などの日常に於ける娛樂生活を觀察すれば、成程と首肯されることだらうと思ひます。それと同時に紀貫之の「花になく鶯水に住む蛙のこゑをきけばいさしいけるものいづれか歌をよまざりける」といひ、「この歌あめつちのひらきはじまりける時よりいできにけり」といつた言葉に千萬無量の含蓄味のあるこゝが首肯されるだらうと存じます。で時の古往今來を問はず、處の東西南北に論なく苟くも人類の在るころはそこに詩のめぐみがあり歌のきざしがあるといへます。人類

は詩なく歌なくしては一日片時も暮せない天分を賦與されたもので此意味からして人類を詩的動物といひ得るのでありませう。まことにわが「詩」はこの詩的動物たる天分をその淵源として時間的に發達し空間的に發達して茲に四千年の時代的詩歌となり世界到處の國民的詩歌、個人的詩歌を形成したものであります。希臘のホーマーの詩、猶太國の詩篇、英國のビオフルフ、伊太利のダンテの神曲、印度のジャアタカ、支那の詩經、日本の記紀萬葉集、琉球のおもろ草紙、京の四季なごはその適例で如何に我が「詩」が趣味あり彈力ありチャームある乎はいふまでもないことであります。

第六 詩の文化價值

「近き頃彦根に、慈門といへる尼、若くして世を遁れ、里根といふかたはしなる所に庵を建てて住けるに、一夜盗人ども竊び入て尼をからめおき、ものなき奪はんせしに尼搦めながらよみける

よし垣ももさは難波のあしなればこそ
こころよりよるのしら波

此歌をききて、盗人ども尼をもゆるし、ものみな返して出にけり。意は世を遁れ來てする庵のよし垣も、元は難波のうらに生たる蘆に同じ類のものなれば、今宵しも白波の越て入りしは理なり、かかれば身はのがれても世を隔つる垣はなきぞ、さ感じあきらめたる情ふかく哀にいひなしたるにて、是も詞には盗人すなさいへるならねども、同じ世にふる人なればいかでか感じ實にも思ふならん。ここの白波は盗人の事也。これは井伊直弼の片腕だった長野義言(一八一五—一八六二)の

「歌の大武根」弘化三年に載つてゐる名高い和歌傳説で詩歌の價值を誇張的神秘的に表現したものであります。かかる事例は平安朝末期から江戸時代に至るまでの歌話歌學書を渉獵しまするならばいくらでも見あたることで如何にも藝術の人間性・神靈性を遺憾なく表現したものとして私はわけなしに涙ぐましさを感じるので御座います。話は英國に飛びます、夫の詩人「ボープ」(一六八八—一七四四)は

The proper study of mankind is man.

といひました。人類の適當な研究題目は人間であるといふ意味でせう。私は自然科學の研究でも文化科學の研究でも將また哲學の研究でも皆このボープの所謂人間研究の一分科であるを考へてゐます。その哲學は bogio, ergo sum 我思故我在といつた「デカート」(一五九六—一六五〇)以來、韓國から現代獨佛英米の先達の人人に至るまでに可なり人間研究の歩武は進められてをり、科學は十八世紀から怒濤澎湃の勢で科學萬能の世紀を現出して大に人間研究の前途に光明を與へたことは誰も異議のない事實であります。畢竟は今日までの哲學や科學の研究は「人間研究史」の幾頁かを充足したものとなる譯であります。

併しながら生意氣千萬の申し分ないひにくいが哲學や科學に依る人間研究は動もすれば分析的に流れ解體的に陥るの憾なきにあらずといひたくなる。が私は斷じて科學をのろつたり、哲學を貶したりする考は毛頭ない。唯この二者による人間研究は全一的總合的方面が閑却される患があるから此の二者によつてのみの人間研究では充分でないといひたいの

であります。人間研究の全一的總合的方面は實に我が「詩」によつて成されるといひたい。

詩は分析的でなく總合的に人間研究を完うせんし解體的でなく全一的に人間研究をこころのえようを努力してゐます。かかる點から觀察しまするならば我が「詩」は宗教や道德が人間研究に於ける地位態度に似合つたところがあつてやうに感得せられます。私共が古今東西の古詩新詩を味讀します時、何ともかきも言句で表現し得ないクライマックスな境地に私共の魂が立つてゐることを發見することがあります。かかる境地は喜怒哀樂を超越した神聖不可侵の境地であつて如何に人間を淨化し人間を聖化するかは想像以上であります。この境地は新らしく詩や歌を作つた場合には殊に鮮明に顯現するのでありますから慈門尼のその如き偉大なる感化を見得るのであります。貫之の「力をもいれずして天地を動かし目にみえぬ鬼神をもあはれと思はせ男女の中をもやはらけ、猛き武夫の心をなぐさむるは歌なり。」といつたのはこの詩の淨化、詩の聖化を指したもので石川雅望の狂歌師の名である宿屋飯盛が

歌讀みはへたこそよけれ天地のうごき出
してはたまものかは

こよむだのは詩の淨化、詩の聖化の側面觀であると思ひます。「ボープ」の所謂人間研究もかかる境地を開拓するの謂であります。かかる境地は科學の力ではとても發見されない、哲學はさうだといひます。哲學は科學の王とも科學の科學さといはれる位にその人間研究に對しては確かに科學より一步を進めて人生指導といふ使命を以て力強く人間研究に

貢獻するこゝ疑ないが併し哲學の人生指導は理性の範圍に局限せられて分析的、解體的たるを免れない憾があります。然るにわが「詩」は直に人生最奥の扉を啓かせてそこに更生(Wiedergeburt)の本尊を拜むこころの體驗を味ふこゝが出来ます。この更生は直に躍進して創造的行動(Thatandlung)を喚起(aufordern)して神韻縹渺妙不可思議な超絶的境地が展開されるのであります。這般の境地は寔に「詩」の領域であつて哲學や科學のそれとは趣の異つた直接經驗であつてかかる直接經驗を味到し得てこそ始めて人間らしい甲斐性のある生活をしたといふべきであります。かかる生活はこれを私にいへれば詩的生活といひたいのです。この詩的生活は最もよく宗教生活道德生活に似てをりましていつも私どもをして向上の一路に眼を注いで徐ろに感激の涙を以て人事自然の諸相を潤ほして之を詩化せずにはをかねぞよといふ生活形式を取るのです。詩的生活は宗教生活道德生活と共に人間生活を淨化し聖化し詩化して之を完成せんとする努力であります。なほ深刻に論を進めていへば宗教も道德も之を詩化してこそ始めて其の本領を發揮し得るものであるといへます。いや獨り宗教や道德ばかりでない科學でも哲學でも天上の星でも地上の花でも猫兒でも犬コロでも將また塵埃うじ蟲でも悉く一度は「詩」の洗禮をうけなければその本領は發揮されないのです。この自然・人事に互て其の本領を發揮する「詩」の力はまことに偉大なものでやがてそれが詩の文化價值の中樞なるものであります。(未完)

パウンド教授の

法律理性論

關西大學教授 佐々 穆

は し が き

英米法理學界の第一人者たるハーヴァード大學の法理學教授 Roscoe Pound 氏の噴噴たる令名は一九二三年頃僕が歐羅巴に遊學中既に彼地の法理學者の間に喧傳せられ當時新カント派の驍將スタムラーの法理學が徒らに空論に走り非實生活的であるとの批難を以て斥けられ又新ヘーゲル派の先驅コーラーの法理學が徒らに過去に於ける自然發達の成果としての文化を過重し未だ文化將來の發達と法律との關係を闡明せず人種學的法律起源論に没頭して時に或は文化殊に法律的文化の人の爲の方面を没却せるの缺點を指摘されて漸く下火となりつつあつた際にパウンド教授の總合社會學派の一大旗幟の下に有ゆる實生活の現實問題を捉へ來つて論題を供し考證の該博と論理の精緻と行文の雄大とを以て飽くまでブラグマチックな所論を一貫し如何に法律が社會に役立つものであるかの所以を明かにして餘すところなからしめたのは著しく吾人の興味を喚起し且つ幾多の暗示を與へたところであつた概念法學形式論理の積弊から救はれむしつある我國法律學界に於てもロスコ・パウンドの名は近時著しく知られるやうになり其著述中翻譯紹介されたるものも漸く多きを加へつつあることは喜ぶべきである、例へば

牧野英一、山本龜市兩氏共著

法律、裁判及び實生活

(大正十一年)

高柳賢三、高橋謙兩氏、

米國に於ける法律哲學

(法學協會雜誌 第三十三卷)

小野清一郎氏

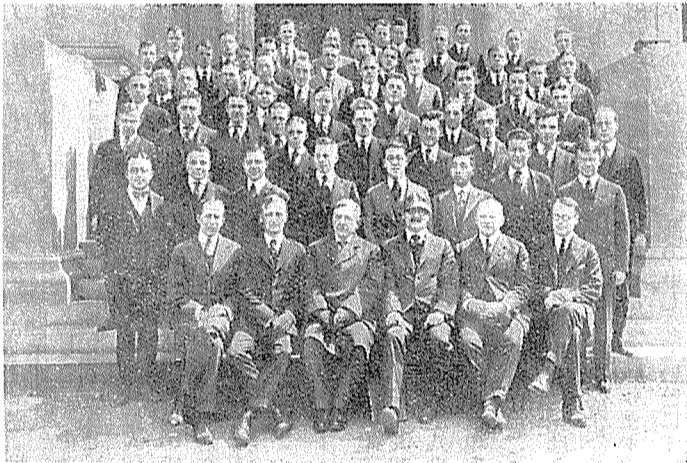
パウンドの法理學に就て

(法學協會雜誌 第四十二卷)

宮本英雄氏

法の目的に關するパウンド氏の史的考察

(法學論叢 第十卷)



第一八頁の「挿繪説明」参照

高柳賢三氏

米國憲政に於ける司法權の優越を論ず

(法學協會雜誌 第三十九卷)

同 氏著

新法學の基調

(大正十二年)

穗積重遠氏著

法理學大綱

(大正六年)

花岡敏夫、山口喬藏兩氏譯

英米法の精神 (大正十四年)

等は何れもパウンド教授の所説を或は引用し或は抄譯し或は完譯したものである。此の中花岡敏夫、山口喬藏兩氏の共譯にかかる英米法の精神はパウンド教授の名著「The Spirit of the Common Law, 1921」の完譯であるが折角パウンド教授の快諾を得て翻譯せられたものであるに拘らず寧ろ滑稽に類する誤譯だらけのものであつたためパウンド教授を恩師として居る高柳賢三氏の激怒を買ひ去る七月號の法學協會雜誌上に於て高柳氏は氣の毒なほぎ右の誤譯を指摘し「花岡、山口兩氏が一日も早く本書を絶版にするに努力せられんとを希望する」とまで極言されたほどである然し學界の不祥事か否かは別問題として斯かる事件を發生するほかにパウンド教授の所説が我國に於て歡迎されてゐるのであるから一面大に喜ぶべきであると思ふ。教授は本年五十五歳の大家であり一九一〇年以來ハーヴァード大學に於て其獨自なる法理學の講義を擔當し餘暇があれば執筆と學外講演に出かけ精力絶倫振りを發揮して居られる。公刊されたるものは次の如きもので多くは講義の筆記であるが近く社會法學 Sociological Jurisprudence の大著を公刊されるものがあるから大に矚目して待つべきである。

Readings on the History and System of the Common Law, 1904 2nd. edit. 1913.
Readings on Roman Law, 1906 2nd. edit. 1914.
Lectures on the Philosophy of Freemasonry, 1915.

Outlines of Lectures on Jurisprudence, 1914.

The Spirit of the Common Law, 1921.

An Introduction to the Philosophy of Law, 1922.

Interpretation of Legal History, 1923.

Law and Morals, 1924.

亦單行論文としては

Justice according to Law, Columbia Law Review XIII-XIV, 1913-1914.

Social problems and the Courts, the American Journal of Sociology, XVIII, 1912.

Legislation as a social function, id. Courts and Legislation, Science of Legal method, 1921.

等である。僕は右の中「An Introduction to the Philosophy of Law」を本學に於て講義して居る。初學者には可なり難解であるが然し教授所信の大意を窺ふには恰好のものである。

今回本學に教鞭を執らるる辯護士原田鹿太郎氏からパウンド教授の寫眞が本學學報局に寄贈ありたるを機會に法律理性に關する教授所論の要點を綜合し其所説の一端を紹介しやうと思ふ。猶本稿の半以上を書き終つた時に前に記 Law and Morals が到着したので之を抄譯した方が可いと思へたけれども原稿締切日に差迫つて居たため已むなく本稿を書き上げ法律の道德の方は追て紹介するつもりにした。

元來、法の發達を沿革に徴するならば之を次の五期に分類して考へるものが出来る。

第一期 原始法時代 Primitive law or the Beginning of law.

この時代に於ては一般に自助自救が行はれ法律の目的は單純に社會の平和を維持し各人をして爭鬭なからしめることに存したのである。專制君主の命令が成文法であることもあつたが慣習法が一層重要な地位を支持したる時代である。

第二期 嚴格法時代 Strict law.

この時代は國家組織が強大を加へ主權が確立するやうになつたのに伴つて法律が社會統制上最も重要な手段となつた時代であつて自助自救は唯之を例外としてのみ許されるに過ぎないやうになる。而して法の嚴格なる解釋と適用に力を注いだ時代であつて國家鞏固主權強大の結果である。

第三期 自然法及び衡平法時代 Natural law and equity.

嚴格法主義の弊害に對する反動として又世界的國際社會的觀念發達の結果として自然法、衡平法、萬民法 Jus gentium を以て國の法律を補正しやうとする思想が盛行はれたる時代であつて自由化 Liberalization のことを以て其特色とする時代である。

第四期 法の成熟時代 Maturity of law.

此の時代の標語は平等及び確實である。法律運用の平等、各人の能力及び財産利用に對する機會の平等、各人利益自由の保障等が即ち其れである。此の時代に於ては個人の權利といふ思想が法律組織の基調をなしてゐるから義務は權利に對應してのみ考へられ賠償は權利の證明としてのみ考へられ決して獨立には考へられないのである、而して此の時代に於

て最も重要な法律制度は所有權と契約とである。

第五期 法の社會化時代 Socialization of law.

第十九世紀末葉以來勃興したる時期であつて個人主義 Individualism に代つて集合主義 Collectivism が承認され法は社會的利益といふことを目標とし之れが最大限の保護を以て其根本使命とするに至れる時代即ち現代である。

右の如き五期を通じて各時代の法律的仕事に従事して居る者が必ず逢着せなければならなかつた根本問題は

(1) 法律とは何であるか。

(2) 法律の目的は何であるか。

の二問題であつた併しながら各時代の法學者が意識的に研究の核心を置いたところの問題は概して法の本質論即ち法は何であるかといふ第一問であつたことは明白である、第二問としての法の目的に注意を向けるやうになつたのは寧ろ近時のことである。然らば原始法時代から行はれ來たところの法の本質如何に關しての思想には如何なるものがあつたかといふに之を次の十二種類に分類することが出来る。

第一 法は人類の行爲に付て神の定めたるものであるとするの思想。例へばモゼス法、ハラビ法、マヌ法の如き何れも此の思想の表現である。

第二 法は古き習慣の傳統であつて之等の習慣は神の意に叶つたものであり従つて人類が安全に進むことの出来る途を指示するものであるとするの思想。蓋し原始時代に於ける人

類は復讐的且つ放縱氣儘なるものと考へられたる自然力の中に圍繞され此の力を怒らしめたることを常に恐怖し其天罰の自己及び自己の同族に及ぼすことを恐れたものであるから一般的安全のために人類は少くも神の思召を害はないことが永き習慣で證明された方法で各種の行爲を爲すのみであつたからである。従つて此の習慣を維持し且つ表現して居る所の傳統的戒律 Traditional precepts の體系を取りもなほさず法そのものであつたのである。少數政治に依つて階級的傳統として認められたる原始法を發見する場合には常に僧侶の保管する傳統が明かに神に依つて表現されたものであると考へたと同じ考で見られて居ることが明白である。

第三 第二の思想と密接な關係を有つ思想であつて法は人類の行爲に關する安全の途或は神の承認した途を研究した古い聖人賢人の記録せられたる智識そのものであるとするの思想。裁判及び判決に關する傳統的習慣が原始法典に記載されるやうになつたときには法は常に此の思想で解釋されたのであるデモステネスはアテネの法典を此の意味に於て説明することが出来たのである。

第四 法は事物の性質を表現する諸原則の哲學的に發見せられたるものの體系であつて人類行爲の常に準據すべきものであるとするの思想。羅馬の法學者は此の思想を内容としたが第二及び第三の思想並に羅馬人民の命令が即ち法であるとの政治論に基礎を有するの思想であつて而かも傳統及び記録されたる古聖賢の智識及び人民の命令を此等のものに依つて評價され形づけられ解釋され且つ維持せら

れる哲學的に確められたる原則の單なる表現に過ぎないものとして調和せしめたるの觀念である。哲學者の手に依つて此の觀念は別個の形式をとり茲に第五の思想を生ずる。

第五 法は恒久不易の道德律を宣明し且つ主張せるものの體系であるとするの思想。

第六 法は人類が政治的に組織せられたる社會に於て各人相互間の關係に付き爲されたる人類合意の體系に外ならぬとするの思想。之れは法と法規従つて又法とプラトンの論じた自由市民を主權者とする國家即ち市民的國家の發する法律命令を同一視する民主的な思想に外ならぬ。

第七 法は宇宙を支配する神の理性の反映であるとするの思想。即ち道德的實在としての人類に命ぜられたる當に爲すべきことを決定する神の理性の反映が法であつて人類以外のものには當にあるべきことを命ずる神の理性の反映とは區別すべきであるとせられた。此の思想はトーマス・アクイナスの懷いて居た所であり第十七世紀に至るまで大なる勢力を支持し其後に於ても法理學界に重大なる影響を及ぼして居る。

第八 法は人類が如何に行爲を爲すべきに關し政治的に組織せられたる社會に於ける主權者の命令であるとするの思想。此の思想は共和政時代及び古代羅馬の法學者が成文法に付て有したる思想であつて當然に當時の皇帝は人民より委任せられて人民の有する主權を把握して居たのであるから皇帝の意思が法たるの效力を有する旨を定めることが出来たのである。斯くの如き思想は第十六七世紀に於ける中央集權的の佛蘭西王國の王權擁護のた

めに活動せる法學者にまつては恰好のものであつたし又彼等の手に依つて公法上にも此の思想を取り入れられるに至つた。更に一六八八年以來の英國に於ける議會萬能の事情に適合せるやうに思はれ遂に英法理論の正統説となるに至つた。又亞米利加革命に於ては議會の有せる主權の承繼者としての人民主權の政治學說に適合せしめることが出来たし同じやうに佛蘭西革命に於ける王權承繼者としての主權在民說に適合するやうになつた。

第九 法は吾人が他人の同様な自由を出來得るだけ調和せしめつつ最も完全なる意思の自由を實現し得る人類經驗に依つて發見せられたる法則の體系であるとする思想。此の思想は種種なる形式に於て歴史法學派に依つて主張せられ十九世紀の全般に亘つて主權命令說と共に法學界を風靡したるものであつた。彼等は斯くの如き法則は必然的に發見せられるものであつて決して人類の自覺的努力の問題でないこの假定に立脚した而して裁判に於て表現せられたる自由の思想或は權利正義の思想の闡明に依つて此種法則の發見が可能であるとし且つ生物學及び心理學の法則竝に民族的特性の有する作用に依つても此種の法則は發見せらるべく此等の結果が時代及び民族に特有なる法律制度そのものであるとした。

第十 法は哲學的に發見され法律著書及び判決に依つて精密に展開されて行く諸原則の體系であつて人類の外部的生活を理性に依りて決定するもの即ち或行為を爲す個人の意思、他の人の意思とを相調和させるものであるとする思想。斯くの如き理論は第十九世紀に於て之れより先き二世紀に亘つて行はれたる形式に於ての自然法理論が棄てられたる後法を組織的に整理し且つ細目に亘つての發展に對する批判を供給すべく哲學が再び要求せられたる時に出現せる思想である。

第十一 法は各時代に於ける社會に於て其の支配階級が自己の利益を向上せしめむがために或は自覺的に或は無自覺的に人類に課したる法則の體系であるとする思想。斯くの如き法の本質に關する經濟的解釋は種種なる形式に於て表現されて居る。先づ理想主義的形式に於ては法は經濟的思想の必然的な展開である主權機械的社會學的形式に於ては經濟的内容に於ての生存競争及び階級闘争を考へ法は力の作用の結果或は之等の競争又は闘争を決定し若くは其中に包含せられる法則そのものであると觀念する。又實證的分析的形式に於ては法は主權者の命令であるとするも而かも之等の命令は支配的社會階級が自己の利益に依つて決定せる換言せば經濟的内容に於て此の支配階級の意思に依つて決定せらるるが如きものであると主張する。總て之等の形式は法の成熟時代に於ける安定から新なる發育時代に移る過渡期に屬する思想であつて法が自足性を有するものであるこの思想が消滅し吾人が法律學を他の分科社會科學と結合せしめむに際しては必ずや經濟學に對する法律學の關係が吾人の注意を喚起するものであつて斯かる時代に右の如き法の本質に付ての思想が現出するものである。

第十二 法は社會に於ける人類の行為に關し社會的若くは經濟的法則の指示に依りて形成せらるる法則の體系であるとする思想。而して斯くの如き法則は裁判に於て役立つもの若くは役立たざるものに付ての人類經驗に依つて造られたる法則を以て表現され且つ觀察に依つて發見せられるものと考へる。此の思想も第十九世紀末葉に屬するものであつて恰も人々が哲學の内省に依つて發見し得らるる形而上學的基礎の代はりに觀察に依つて發見し得らるる物理學的若くは生物學的基礎を發見し始めた際に發現せるものである。他の形式では觀察に依つて終局的な社會的事實を發見し其事實の包含する複雑なる論理を大體に於て形而上學的法學者の探つたる方法で以て展開させるのである。之れも亦種種なる社會科學を統一し因て以て社會學的理論に世間の注意を促がさむとする近時の傾向から結果せるものである。(An Introduction to the philosophy of Law, p. 60—68.)

二

法の發達に關する右の如き五期を通じて主張せられたる法律本質論は大凡そ右の如き十二個の思想に分類することが出来るが之等の思想は時に無意識的に時に意識的に法律の目的觀念を反映してゐるものである。原始法時代の法律に於ては法の目的は單に平和を維持するにある。法律秩序は如何なる犠牲を拂ふも平和を維持するにあつたから私憤を阻止し私闘を防ぐに役立つものが裁判の手段であつた即ち原始法時代に於ては法は争闘を平和に解決する法規の體系に外ならなかつたのであるから法は單に被害者に復讐に對する代價を供與するに過ぎなかつた、現代の法律が被害者に對する賠償を考へる場合に原始法は復讐心に對する協安を考へたのである。初期羅馬法は人に對する傷害を侮辱の項目の下に置いた。希臘の哲學ニ羅馬法は間もなく斯くの如き原始法時代の粗笨なる觀念を超越し其の代

りに社會の現狀 the social status quo を保持する方便としての法律秩序なる思想を吾等に與へた即ち各人をして其の定められたる地位に止らしめ依つて以て古き思想が唯單に和睦せしめむのみ求めたる他人との衝突を防止せむとしたのである。例へばブラトの理想國家に於ては社會の各員は其の最も善く適する階級に所屬せしめられる而して法は各人を斯くの如くあらしめ茲に完全なる調和と結合が國家及び國家の中にある各人を特色づけるに至るものと考へられた。又アリストートルに従へば權利は法に依りて保護せられたる利益であつて唯だ自由にして平等なる人人の間に於てのみ存在する、法は先づ各人が其の價值に従つて取扱はれて居る不平等の關係を考慮すべきであつて各人が適當な地位にある以上は法は各人を其の所に止らしめ而して相互の權利を侵かさざるの合意を平等者間に維持するものであるといふ。聖パウロが各人は其の存在する階級に於て自己の義務を果すべく努力せなければならぬと要求した有名な訓戒は矢張り此の同じ思想を表現する。斯くの如き法律目的觀は宗教改革までは何等の疑問なく行はれた。然るに間もなく權力に反抗して理性に訴へむとするの思想が哲學界に神學界に政治學界に果ては法律學界に一個の新しい思想を誘致するに至り其の結果として法は個人の自己主張の最大限を確保する方便として考へられるやうになつて來た。第十七世紀から現代に至るまでの法の目的は實に此の最大限の自己主張の向上促進に存したのである。社會に於ける法律秩序の目的としての右の如き目的觀念の一をより法律學者は其の基礎に關して精緻なる批判を構成し立法者は之

等批判中に包含せらるる諸原則を多少も表現する新なる前提を司法判決のために提供する又裁判官は新しき問題の處理に際して彼の任意に選擇する類推に依つて之を適用し事實の種種なる狀態に關して現存する諸法規又は諸原則の評價に之を使用し各方面に互つて或は制限し或は擴張することに依つて之等の法規及び原則を形づけて行くのである。總て之等の作用の基礎は法は何のために存するか即ち法の目的に付ての理論であるが吾々が現に這入りつつあると思はれる新なる法律發達の時代に於ける法の目的理論は何か。法が今や新しい發達の時代に這入りつつあることを認める人々(尤も中にはオックスフォード大學のやうな保守的な學校に於ける法學教授もある)は第十九世紀に對照して此の新時代を法の社會化時代と稱して居る。蓋し第十九世紀に比較して新時代は社會的利益といふことに重きを置いてゐるやうに思はれるからであるし孤立なる個人の意思の自由或は單純なる抽象的個人の能力といふことよりは寧ろ社會生活に包含されてある要求が欲求が希望といふものに重きを置いてゐるからである。併しながら若し法の社會化といふ語が恐るべき意味を持つならばオールドの動的社會學の中に現はれて來る動的な社會學といふ語を其の眞意を知らないで單にダイナミズムが社會主義といふやうな言葉に紛らしく響くといふだけの理由で一切之を抹消した露國の檢閱官のやうに或は又社會學的といふ語が法律學に關聯して用ゐられる場合に於て正規の辯護士の手にかけてのみ安全なるべき羅馬法 Corpus juris が學者振る一人の按摩に依つてマサージされてあるのと思ひ出すといつた米國大學の一總長のやうに諸子の中の誰かが

單なる名稱を恐れるならば全く害のない語に或は現今思想の用語に置き換へることも可能である。吾々はこの新しき論點を工學といふ語に置き換へやう。吾々は政治的倫理的的理想主義的解釋から工學的解釋への變化といふことに付て論じやう。吾人は法の目的といふ問題を社會工學の一大使命としての語で以て考へやう。

更に吾人は法に關する目的の變化が人類意思の抽象的調和といふ考へに存せないので人類利益の具體的確保或は其實現に存するものであると云はう。現實世界の立場から觀るならば重大なる生存悲劇は生活資料が十分でないといふこと所謂行き渡つて居ないといふことである。即ち個人的要求や欲望や希望は無限であるにも拘らず之等を満足せしむべき物質的手段には限りがある最つて通常の語で云へば吾々は地球を欲して居り而かも吾々は多數であるが地球は唯一つあるのみであるといふことになる。従つて吾々は法律秩序の使命が衝突の阻止と浪費の防止に存するものとして考へることが出来る。即ち吾々が自己の欲求する總てを有つことが出来ない場合に於て少くとも出來得る限り多くを有つことが出来るやうに能ふ限り生活資料の保存に努め且つ其使用と享樂に於て能ふ限り浪費と衝突を防止することに存することを考へることが出来る。この遣り方で吾々は人類の欲望、欲求、要求を出來得る限り最少の犠牲を以て能ふ限り多くを獲得しやうと努めて居る。斯かる工學的解釋を現代米國法律に關しての二三の現象に適用して見やう。

第一 財産使用の制限即ち所有權行使の制限の發達。第十九世紀の考へ方では此の問題は

單に所有者の權利及び其の隣人の權利に關する問題に過ぎなかつた、所有者の物理的限界内に於ては其の支配權は完全であつた従つて所有者が苟も其の限界を越えなかつた此の範圍内に於て爲したる行為が其の隣人の同じく其の範圍内に於て爲したる同様な絶對的支配權を兩立する以上は法律は之に手を觸れることは出来なかつたのである。蓋し法の目的は各人の自己主張の最大限に存し僅かに總ての人の同様な自己主張の可能に依つて制限せられて居たに過ぎなかつたからである。従つて若しも彼が其の隣人の光線と空氣を遮ぎるやうな八咫もある壁を構へ且つ其隣人に面した壁面に不愉快な色彩の模様を畫いたとしたらそれは隣人が同様のことを爲し得ることを兩立したのであつて彼の有する物の使用權 (use right) の行使に外ならなかつたのであり純粹な惡意で其を爲した場合の外は何等の問題もなかつたのである。蓋し隣人の自由權を侵したものでなければ其財產權を損傷したものでなかつたからである。

併しながら苟も個人が自由なる自己主張を爲しつつある間は法律は一切手を掛けてゐるものであるこの消極的な考へを棄てて法律は社會的目的のために現存してゐるところの一個の社會制度である積極的に考へるならば上に述べたやうな爭議には如何なる社會的欲求欲望が包含せられてあるであらうか。勿論双方に物質に關しての個人的利益がある何れも法律が其の所有者に認めるところの土地利益の使用、享受、收益を爲すの權利を主張する且つ又彼は人格に關する個人的利益即ち自己の意思を行使し其能力を自由に實行し因て以て彼が適當と思惟する自己の地上に建築作用

を営むとするの權利を主張する。之等の權利に對して社會は果して何と云ふであらう。若し吾々が社會的利益といふ意義に於て考察し個人的要求は社會的利益と調和し合一する程度に於てのみ之に效力を與へることを思ふならば現代經濟秩序の基調となつてゐる取得の確保にも社會的利益は存し個人的利益の中にも社會的利益は存するものであると云ひ得るであらう。併しながら此の取得の確保は社會生活と兩立し得る所有者の欲望を満足させるために財產權を行使することに於て始めて満足させらるべきものである。或は少くとも取得の確保は社會生活と矛盾せぬ他人の欲望にも效力を與へるために斯くの如き制限を加へたることに依つて著しく侵害されたりと云ふことは出来ない。而して社會的利益を包含する個人生活は之れ即ち道德的社會的生活である従つて社會的利益は害意を満足させる反社會的目的を以て爲すところの個人能力の行使に及ぶものではない。

抽象的個人の意思といふ意味よりも寧ろ社會生活といふ意味に於て考へるならば吾々は法律が最近世界を通じて益々進み來たところの結果に到達することが出来る。

第二 契約自由の制限の發生。一八八六年に起つた一事件即ち或鐵業會社が賃銀を同會社の社債券で支拂つたのであるが法律は之を禁止した其所で問題は斯くの如き支拂を禁じ且つ一定數以上の勞働者を雇傭する者は必ず現金を以て勞銀支拂を爲すべきことを規定する成文法は自由契約に對する專斷なる干渉であり且つ自由なる各人が自己の自由意思に従つて締結し得る契約締結權に對する不當なる制限であり従つて憲法違反であり無効であるかぎ

うかに關して發生した。此の事件に付て第十九世紀の見方であつたやうに單に抽象的個人としての鑛夫と抽象的個人としての鑛山主との間に於けるものとして見るならば吾等は或は次の如く云ひ得るであらう即ち立法的制限は自由なる個人の自己主張の最大限を向上させるものでなく寧ろ反對に斯かる自己主張を制限し而かもこの制限たるや他人をして同様な自己主張の自由權を有せしむるために爲さるるものでもない従つて天賦人權に對する不正の干渉であるを而して實際問題に付て裁判所は此の通りのことを云つたのである。併しながら個人の道德的且つ社會的生活の中に存するところの社會的利益といふ意味に於て即ち社會に存在する個人の人間らしき生活の中に包含さるる社會的利益といふことを考へるならば鑛山主に對して現金のみで賃銀を拂へし云つたところで其は決して鑛山主の個人としての權威を損傷するものでもなければ其の人間らしい生活に對する何等著しき侵害ともなるものでもない却て斯くの如き制限に依つて衝突する要求を調和することによつてのみ勞働者の人としての權威を確保することが出来るし彼等をして文明社會に人間らしい生活を營ましめることが出来るのである。事實上用ゐらるる所の標準はウィリアム・ゼームス

義者の標準に照して契約の自由に對する制限は正當化され現今の裁判所は此の結論に到達してゐるのである。

第三 所有者の財産處分權に對する制限。或夫は勞銀として百弗を得而かも今や其辛苦の所産たる此の百弗を高利貸に譲渡せむとして居る。茲に法律が立入つて彼に曰く「汝は汝の妻が其の譲渡に同意するにあらざれば賃銀に對する汝の所有權の行使をしてはならぬ」此第十九世紀ならば斯かる場合に於て直ちに成年にして健全なる精神を有する抽象的自由人にして其の財産の一部としての賃銀に對する權利を有するものを想定し次の如く問ふたことであらう。

(1) 所有者の賃銀讓渡權に對する此の制限は如何にして抽象的自由個人の自己主張の最大限を向上することが出来るか。
(2) 斯かる制限は此の者の有する自由權を制限することゝ正當化する如く總ての人間に對する自由權を確保するために必要であるか。

この問題に對する答は否定的であらねばならぬし又斯かる法律が現世紀の二十年代の代はりには前世紀の八十年代に制定せられたとするならば裁判所では冷遇されたことであらう。併しながら吾等は此の中に包含されてある社會的利益の立場から考察してみよう。夫の要求は取得安定の中に含まれてゐる社會的利益の下に包含されなければならぬし妻の權利は社會制度中最も重要な家族制度の安全の中に存する社會的利益の下に包含されなければならぬ斯かる制限に包まれる取得に付ての一般的安固の侵害は之を顧みるの必要はないといふことになる。一般人の自由財産に對する

支配權は其れに依つて何等の影響を受けないし他方に於て社會制度中最も重要な家族制度は安固となり且つ人口過剰な都會の産業社會に於て常に其存在を脅かされつつある諸諸の行爲から保護され得るであらう。

第四 債權者の請求權に對する制限。此の種の制限は今でこそ極めて普通のことに考へられて居るが之れが始めて制定された當時に於ては裁判所に依つて手酷く非難されたものであつた。當時の裁判所は單純に抽象的個人としての債權者、抽象的個人としての債務者といふ意味に於てのみ考察したのであるから現今の如き制限に反するやうな場合が現はれても寧ろ簡單であり明白であると思はれた。

第五 無過失責任賠償。自由職業の制限。公共的營業の制限。

要するに人口は愈々稠密を加へ天然の資源は既に開拓されたる此の世界に於ては自由なる個人の自己主張は衝突を除却せむよりは寧ろ之を多からしめ浪費を少からしめむよりは寧ろ之を助長するやうになつて來たのである。法律學者は今や彼等の爲すべきことが人類意思を調和し若くは平等化するに止らないで更に進んで縱令平等化は不可能なりとするも少くも人類欲求の満足と調和せしむることに存するを考へるやうになつて來た。斯くの如く法の理性が意思から欲望に移り意思の調和若くは妥協から欲望の調和妥協に推移したるに付ては三個の原因が大に與つて力あるものである即ち左の如し。

第一 心理學の發達。これが最も重要な役目を勤めたものであつて心理學の發達は從來の法に關する形而上學的意思哲學の基礎を動

搖せしめるに役立つたのである。

第二 社會科學の統一運動。この運動を通じて經濟學も亦重要な役目を果たすに至つた即ち法制史の經濟學的解釋に依りて間接に心理學を援助し法が如何なる範圍まで經濟的要求の壓迫に依りて作らるべきかを明かにするに至つた。

第三 社會の不平等。産業制度の下に包含されて居た社會の不平等があるがために當時の文化の標準の下に人類としての最少限度の生存に對する要求が單なる自己主張よりも一層強烈な要求となつて現はるに至るのである。併しながら問題は主として利益の評價即ち標準に關して生ずる。若しも利益は夫れ夫れ分類せられ評價せられ價值ありせられたる利益を其評價に依りて定まれる限界内に於て法律が認めて之に效力を與へるものとすれば法律が有効に利益を保護することに關して傍生的に生ずる諸種の困難は之を許すも尚ほ吾等は直に如何にして利益評價の任務を果さむとするかの問題に逢着するものである。法律學者は種種なる利益の有する本質的價值を發見し得るの方法従つて本質的に重要な利益が本質的に輕き利益よりも重く保護せらるるに至るべき絕對的原理を發見し得るに至るべき方法の發見に有ゆる工夫を凝らしたのである。惟ふに絕對的價值判斷の可能は疑問であつて此の點に關しては社會哲學及び政治哲學の根本問題に觸れるものである。併しながら予の信ずる所を以てせば法理學者の爲すべきことは唯問題を承認し其問題が法理學者の出來得る限りに於て總ての社會的利益の保護のために提示されたものであることを認め且つ總ての社會的利益の保護と調和し得るが如

うかに關して發生した。此の事件に付て第十九世紀の見方であつたやうに單に抽象的個人としての鑛夫と抽象的個人としての鑛山主との間に於けるものとして見るならば吾等は或は次の如く云ひ得るであらう即ち立法的制限は自由なる個人の自己主張の最大限を向上させるものでなく寧ろ反對に斯かる自己主張を制限し而かもこの制限たるや他人をして同様な自己主張の自由權を有せしむるために爲さるるものでもない従つて天賦人權に對する不正の干渉であるを而して實際問題に付て裁判所は此の通りのことを云つたのである。併しながら個人の道德的且つ社會的生活の中に存するところの社會的利益といふ意味に於て即ち社會に存在する個人の人間らしき生活の中に包含さるる社會的利益といふことを考へるならば鑛山主に對して現金のみで賃銀を拂へし云つたところで其は決して鑛山主の個人としての權威を損傷するものでもなければ其の人間らしい生活に對する何等著しき侵害ともなるものでもない却て斯くの如き制限に依つて衝突する要求を調和することによつてのみ勞働者の人としての權威を確保することが出来るし彼等をして文明社會に人間らしい生活を營ましめることが出来るのである。事實上用ゐらるる所の標準はウィリアム・ゼームス

き平均即ち調和を其社會的利益の中に於て支持すべき問題として提示されたることを認めれば足る。前に一言したやうに第十九世紀に於ては一般的安全といふことが選ばれ現世紀に於ては個人の道德的社會的生活が選ばれるの兆候があるが予は斯くの如き選擇が維持せらるべきであるか否かに付ては疑問を抱くものである。社會功利主義者は法の目的に照して各種の利益を評價すべしと云ふであらう併しながら吾人は絶對的に與へられたる法の目的なるものを持つてあらうか。法の目的とは人類の欲望を満足するに役立つべきものは如何なることでも之を爲すといふことと同じことであらうか、若し吾々が或狀態に於て或道具を使用するならば得るよりも失ふ所が多いやうな道具に依りて課せらるる制限よりも異つたところの或制限があるであらうか若しもあるとするならば改良されたる道具も常にあり得る譯である。希臘哲學者が訴訟の問題たり得るものは侮辱、傷害、殺人の三者を出でないといふことが獨斷であると同じやうにスペンサーが大都市に於ける衛生法規、建築法規が法律秩序の支配外にあるといつたのも獨斷である。善き機械が産業の有効の部面を擴張すると同じやうに善き法律的機械は法律的有效の部面を擴張するものである。予は法は當然に人類の總ての關係に干渉すべきであるとも信ぜないし又法は或は世人が依つて以て會社的欲求を満足せしめ得べしと考へるであらうやうな總ての狀態に干渉するものであるとも信ぜないのである。予の云はんとするところは人類の如何なる行爲に付ても若くは人類の如何なる關係に付ても法は其の有するが如き機械に依つて他の社會的要求に不當な

る犠牲を與ふることなくして或社會的利益を満足せしむることが出来るし之を妨ぐべき事物の本質として伴ふやうな永久的の制限もなく又人類に課せられたる制限もあるものでないといふこと即ち之れである。現代に行はれてゐる二三の學說を考察せんか

(1) 新カント派は社會的理想として自由なる意思を有する人人から成る社會といふ内容に於て欲求を考量せよと云つて居る。

(2) 新ヘーゲル派は文化の内容に於て欲求を考量せよと云ひ文化とは人類が其の最大限の能力を發展させることを意味し換言せば人類が其の本質と共に自然自體をも完全に支配することを指すものであると云つて居る。

(3) デュギューは社會的任務及び社會的相互依頼といふ内容に於て利益を考量せよと云つて居る。

社會的欲求は利益の類似と勞働の分配に依つて果して社會的相互依頼を促進せしめるか其れとも之を妨害するか、之等の學說中に於て果して所謂文化的社會實在の中に於て包含せらるる有ゆる欲求を満足させること共に有ゆる利益の維持と兩立し得る均衡てふ問題の解決を發見し得るか。予は現代の法を理解せむとする目的に付ては最少の犠牲を以て出来るだけ多くの満足と人類欲求の總體に與ふるものと考へることを以て満足しやうと思ふのである。予は法を目的するに之れ社會的欲求を満足さすべき一個の社會制度に外ならぬと考へて満足せんとするものである。詳言するならば政治的に組織せられたる社會に於て人類行爲に關する規律に依り満足せしめらるべき欲求

乃至は效力を與へらるべき欲望即ち文化的社會の實在の中に包含せらるる要求と欲求が出来るだけ最少の犠牲を以て満足せしめらるべきこと即ちこれである。更に詳しく云ふならば予は次に掲ぐるやうな諸點を法制史中に見出すことを指示して以て満足しやうと思ふのである。

(1) 社會統制に依り人類の欲求要求は絶えず一層廣き範圍に於て承認せられ満足せられつつあること。

(2) 社會的利益は一層廣く一層有効に保護せられつつあること。

(3) 生活資料に對する人類の享樂に於て絶えず一層完全に一層有効に濫費を除き衝突を防ぎつつあること。

要之絶えず一層有効なる社會的機制を樹立しつつあるの事實を觀察するを以て満足しやうと思ふものである。即ち第十九世紀に於ては法を内部から研究したが現代の法律學者は法を外部から研究しつつある。前世紀は法律學者が哲學と歴史に依つて發見したところの根本原則を完全に且つ調和的に展開することに努力したが現代の法律學者は法が進まねばならぬし又適用されなければならぬ社會的事實に關し又立法、法の解釋及び適用に關し一層深く考察し意識し得せしめ且つ之を強行して居る。前世紀が抽象的に法を研究したのに對し現代は法律制度及び法律原理の實際的社會的效果の研究を主張する、前世紀が立法に對し他の立法例の分析的に依りて其の準備を爲したのに對し現代に於ての立法準備としては法的研究に關しての社會學的研究を高調して居るのである、前世紀が賢明なる立法の最良の基礎としての比較法學を主張したる

に對し現代の法律學者は單に法の比較だけを以て十分と考へないで法の有する社會的作用と其の結果の檢討が爲されなければならぬと主張する、前世紀が單に立法ばかりを研究する場合に現代は法規を有效ならしむる手段をも研究することが必要であるとする、前世紀が法制史の研究を以て單に法律資料と考へられる原則が如何に進化し如何に發達したかの研究にありしものに對し現代に於ては社會學的法制史を要求してゐる即ち法律原則が過去に於て生じたところの社會的結果と其の理由の檢討を要求する、現代法律學者は一時代の經濟史及び社會史とは獨立して法規乃至法律原則を取扱ふやうな法制史言ひ換へれば過去の法律を恰も缺陷も矛盾もない一個の體系として其れを組織的に演繹することに依りて總ての問題に對し解決が與へられることが出来ることを示すやうな法制史ではなくて如何にして過去の法律が社會的、經濟的、心理的事實から發生するに至つたか、如何にして過去の法律が之等の事情と適合するに至つたか、如何なる程度にまで自己の欲する結果發生に對する根據ある期待を以て之等過去の法律を基礎として利用し得るか、或は之を無視し得るか等の問題に答へるやうな法制史が彼等の要求するものである。斯かる方面に於て現代の法律學者は法の目的を達成するがために一層有効なる努力を拂ひつつあるのである。斯くの如きが實に第二十世紀に於ける法律の眞精神である。斯くの如きが現代の世界に於ける正義實現の手段たらしめるために吾人の繼承したる法律材料の上に法律理論が用ゐらるべき眞精神そのものである。(終)

學 內 報

千里山親睦會例會開催

前號一部所報の通り、本學專任教職員から成る千里山親睦會では去る七月十四日、即ち大學豫科第一學期試驗終了の日を期して、府下箕面公園内豊田屋に於て例會を開催した。會員中十數氏は一團をなして千里山學舎を後に、千里山住宅地の背部から緑濃い野や山を横つて徒歩で阪急線岡町に出で、そこより電車に乗り、午後二時頃目的地に着いた。應て別途で來た他の諸會員も追追集り、名物の香水風呂に浴して、各自或は溪流の邊りを散策するあり、或は圍碁將棋に興するあり、かくて定刻四時に開會、先づ幹事櫻井教授の經過報告があり、次で幹事の改選に關しては満場一致を以て前幹事（櫻井、松崎兩氏）の留任を決して宴に入り、歡談これを久しふして八時頃和氣霽靄裡に散會歸路に就いた、因に當日の出席者は左の通りである。

沖中恒幸氏 大立日重虎氏 賀來俊一氏
河村信一氏 桂 忠雄氏 加藤金次郎氏
武田藏之助氏 田邊信太郎氏 武内省三氏
辰巳經世氏 中村鄒次郎氏 村上喜貞氏
野村吉藏氏 山村 喬氏 山本順應氏
松崎義盛氏 松田 一氏 小泉幸治氏
櫻井 匡氏 三田直吉氏 木下孫一氏
新町徳之氏 樋口 純氏

第三回夏期語學講習會續報



多喜木本學新理事 (前號報內記事參照)

第三回本學夏期語學講習會は、前號報の通り七月二十日より去月八日まで約三週間に亘り、福島學舎に於て開催せられた。右講習會の内容は大體前號所報の通りで、炎暑の時季にも拘らず、各講師熱心に教授の任に當り、聽講者一同亦毎日熱心に聽講した。本年は昨年に比し稍規模を小にし、科を少くしたため聽講者の數は前年及び前前年度よりも少くなつてゐるが、その熱心さに至つては何ら異なることなく、寧ろ年々共にその度を増して行くが如く思はれたのは喜ばしいことである。今その數を各科別に示す左の通りである。

である。

英語高等科書問部	三四名
同 夜間部	一七九名
英語中等科(以下夜間部のみ)	二八名
獨語初等科	三九名
佛語初等科	一三名
合計	二九二名

尚ほ各科共數名若くは十數名の女子聽講者も交つて男子に劣らず熱心に授業を受けてゐた

第三回夏期語學講習會終了式

去月八日午後八時から、即ち第三回夏期語學講習會最後の授業の済んだ直ぐ後、福島學舎講堂に於て同會終了式を舉行した。

定刻、宮島事務理事及び主として本講習會に關係した教職員一同參列の下に開式、先づ宮島事務理事の手から、終了證書が授與され、次で同理事は、語學そのものの上達も勿論喜ばしいが、炎暑二回に亘る聽講者の倦まざるその熱心さこそ、實に何よりも先づ人生に取つて尊く價値ある所以を讃へ、次で語學に關しては各方面より考へ得らるるその實利的効果と共に、各自の生活内容を豊富ならしめ、深化せしめるために廣く世界の知識を取入る手段としての意味に於て、益これが研究を續くることの望ましき所以を論じて式辭を八時半閉式した。

專門部補缺入學許可

今學期初頭本學專門部では補缺學生を募集し本月七日午前九時より入學試験を施行し左の通り入學を許可した。括弧内の數字は各科入學志願者の數である。

法律學科第一學年	一二一(一四二)
商業學科 同	五三(五六)
經濟學科 同	五七(六一)
文學科 同	三七(四三)
專門部豫科第三學年	六(七)

武内監事の大藏政務次官任官

曩に海軍政務次官であつた本學監事武内作平氏は這般大藏政務次官に轉任した。

神宅留學生の歸朝

本學留學生神宅賀壽恵氏は、無事業を卒へて

去る七月三十日神戸入港商船アルプス丸にて、本學教授岩崎、沖中、武内等の諸氏及び田川秘書等の出迎を受けて歸朝した。

本學教員の夏期學外講演

夏期休暇を利用して、地方文化の開發に資せんがため、或は地方有志の招聘に應じ、或は學友會文藝部の地方遊説に同行して、それぞれ講演を試みることは、本學一部教員の年中行事となつてゐるが、本夏の業績は左の通りである。

淡路浦村に於ける農村夏期大學に出講

昨夏同地方の有志の招聘に應じて、本學教授數氏が出張して數日に亘り、夏期講演會を開催して良結果を齎した、兵庫縣津名郡浦村に於ては、本夏も亦國本同村小學校長、片山同村助役その他有志の骨折の下に農村夏期大學なる名稱で、講演會が開催せられ、本學教授小泉、櫻井、佐々、三氏が出講した。

期間は去月二十日から二十二日までまる三日間、毎日午前八時から正午まで四時間づつ前記三氏がそれぞれ左の題目に就て講演を續けたが、聽講者約二百名、主として同地方の小學校教員、青年團員等で、隨分遠方より辨當を携帶して參加するとか、講演の要所をノートに取る等頗る熱心に聽講した。

善に就て 櫻井教授

聽德太子と明治維新 小泉教授

農村の法律 佐々教授

尚ほ水谷教授も「海外經濟事情」の題下に出講する筈であつたが、突然差支が生じて參加することが出来なかつた。又本年度學部卒業校友吉田奎文氏も同行して「農村政治問題」を題し、前記諸氏と共に講演した。

學友會文藝部主催夏季地方講演會に出講

本學千里山學友會文藝部は去る七月中旬三重縣下に地方遊説を試み(學生彙報記事参照)佐々教授及び森下講師はこれが指導を兼ねてそれぞれ講演をなし、又福島學友會文藝部主催の中國地方に於ける地方遊説には前同様の趣旨で、岩崎教授、武田講師の兩氏同行して各講演するところがあつた。

教員 新任

今回左の通り本學教員に囑任した。

學部講師

獨 法

法學士 藤田俊克

保險學、保險政策

同 中松龜太郎

專門部講師

民法債權事務管理以下

神宅賀壽恵

保險學

法學士

中松龜太郎

商業英語

腰高貞雄

商業地理

稻村純一

本學軍事教官決定

所謂學生の軍事教育のため左記諸氏が軍事教官として本學に差遣されることに決定した。

第四師團司令部附陸軍歩兵大佐

横 卷 茂 雄

歩兵第八聯隊附陸軍歩兵少佐

田 中 哲

同 陸軍歩兵大尉

板 津 直 俊

喜多評議員令嬢の逝去

本學評議員喜多又藏氏の令嬢はる子嬢は、去月二十五日午後二時分病氣のため逝去せられた。ここに謹んで弔意を表する次第である。

校 友 彙 報

本學校友會支部西淀川俱樂部發會

去る六月二十七日午後七時から、西淀川區大和田町千年川料理店に於て大阪市編入を機とし、同區に在住又は關係せる本學校友諸氏相集り、懇親の宴を張つた、會するもの左記十一名、痛飲快食、自家廣告に五分間演説に、雜誌に秘し藝に歡を盡して散會したのは午後十一時であつた。尙ほ會名を關西大學西淀川俱樂部と稱することに衆議一決した。尙ほ今後時時會合する豫定なるが故に、同區在住校友各位は奮つて参加せられたい。

出席者(イロハ順)

西家宇平氏、内藤進吉氏、山田一太郎氏、八木弓太郎氏、柳川茂十郎氏、正富代次氏、前川龜一氏、鮎子多正雄氏、古塚勘助氏、榎本源次郎氏、元岡二三氏。

——柳川茂十郎氏報——

校友會大連支部設立

本夏福島學舍柔道部選手の滿鮮遠征を機として大連在住の校友諸氏の間には本學校友會大連支部が設立せられた、其間の消息に就いて同地の高濱直一氏は校友會長宛若干の希望と共に詳細な報告を寄せられたが其書狀の内容を抄録すれば次の通りである。

(前略) 諸而當地在住校友有志にて兼而校友會設立の希望を有し居候ひしも在住者少數の爲め荏爾今日に至り候處今回母校柔道部

選手滿鮮遠征の爲め去る七月四日來連されしを機會に愈關西大學校友會大連支部を設置仕候而して當日選手歡迎會を兼ね監部通り泰華樓にて發會式を舉行仕り席上支部員互選の結果、支部長には瀧田俊介氏、副支部長には山本神助氏、幹事長に小生、夫夫就任、事務所は大連市愛宕町瀧田俊介氏方に設置仕候間御諒知被下度候吾等海外在住者は從前母校に殆ど没交渉の狀態にて甚だ遺憾に存居候處幸ひ今回學生諸君と會し母校の現狀を知悉し得しことは誠に欣幸する所に御座候(中略)因に當地在住校友にして分明せる者左記の通りに御座候(後略)

校友會姫路支部發會式

姫路市在住本學校友諸氏の間には、兼ねてから母校との連絡を保ち、母校の使命の達成を地方的に援助せんとの目的の下に、本學校友會姫路支部を設立せんとの議があり、有志がよりより奔走中のところ、去る七月二十六日午後六時から、本學福島學友會文藝部の夏期地方講演會が開催せらるるのを機とし、右講演會開會に先つて、その發會式を舉行した。

定刻本學岩崎教授、武田、辰巳兩講師及び左記姫路市在住校友の殆ど全部並に福島學友會文藝部地方遊説隊員一同列席、多數聴衆の陪觀裡に開式、校友小段信雄氏は左記宣言文を朗讀し、母校及び校友會姫路支部の萬歳を各三唱して閉式した。

宣 言

戰後列強ノ措置並ニ我國刻下ノ趨勢ニ鑑ミ益學術ノ研究及ビソノ社會化ヲ緊要トシ併セテ剛健着實ナル思潮ノ保有發達ヲ希望スルコト切ナリ
我關西大學ハ率先シテ「學ノ實化」並ニ「ユニヴァーシティー・エキステンション」ヲ標榜シテ類リニソノ實現ニ努力セリ
コトニ吾等關西大學校友ハ校友會姫路支部ヲ設置シテ母校ト緊密ナル連鎖ヲトリ國家社會ノタメ聊カ努力センコトヲ期ス
大正十四年七月二十六日

關西大學校友會姫路支部

因に支部員の氏名は左の通りである

石合操氏、長谷川安治氏、大加戸恒一氏、金田謙三氏、田中力之助氏、小段信雄氏、小林農夫也氏(イロハ順)

訂 正

本誌第三十一號第十五頁校友彙報欄中東京支部春季總會と題する記事に關し次の如き訂正申込がありましたから右訂正致します

前略只今千里山學報第三十一號を披閱しました處其第十五頁第一欄東京支部春季總會の記事第六行目に

後藤氏は松本學長が其間然する處なき學識人格を以て母校の爲に盡力せられん事を希望する旨を述べ云々

とありまして事實並に拙者自筆の通信とは全然相違して居ります拙者が當日述べた要旨は左の通りであります

新學長松本君は學識人格の點に就ては拙者共何等の異議はないが只月僅に一回位の出張では我等の希望する人格教育は徹底しない希くば關大云ふ關西唯一の私學の爲め東京に於ける公私一切の職を抛たれ専念一意斯學の爲に盡瘁せ

られ度く斯くて我等同志一同は双手を擧げて新
學長の就職を歓迎す可し云々
右の次第に付次第に於て御訂正相成ります様御
請求致します
七月三十一日 後藤武夫
學報局御中

校友動靜

近藤政治氏(明三三法)かねて勤務中の和歌
山稅務署を退き本年四月湯崎町町長に推薦
され就任した。

根上 信氏(大九法) 今回濱松區裁判所に
轉じた。

三上吉隆氏(大五法) 京釜線泉錦町朝鮮殖
産銀行金泉支店詰なる。

高梨乙松氏(大九法) 今回清瀬法律事務所
を辭し北區中野町二丁目二二七に於いて新
しく辯護士事務所を開いた。

在里三芳氏(大二三法) 從來の勤務先大阪市
役所を辭して今回西區北堀江三番町三二地
に於て辯護士を開業した。

杉本幾太郎氏(大二三法) 京城府南大門通四
丁目萬朝報京城支局の記者となつた。

田淵昌平氏(大二三商) 東區大川町大毎代理部
に勤務中。

牧野谷政一氏(大五法) 朝鮮總督府郡守退
官の上大阪市岸和田市庶務課長に就任した。

校友住所移動

藤本 龜氏(大四專經) 岡山市西中山下山陽
新報社に記者として入社した。

猪俣八十八(大四專商) 名古屋市中區南小川町三
森井興一郎(明三八法) 京城長谷川町九三

田中仲五郎(天一三法) 朝鮮咸興雲興里四六五ノ
七

河南義雄(天一三商) 北區大融寺町七五

相繁俊(天一四專法) 住吉區天王寺町一二九九

伊木貞市(天一四專經) 神戸市東須磨大手上庄條
二二

野田 博(天一二商) 京城府和泉町朝鮮精米所

牧野谷政一(大五法) 岸和田市岸城町一九〇三

小角太一(天一〇商) 南區大道二丁目一〇六

佐伯三郎(天一四專經) 北區堂島上一丁目一七荒
田猪之助氏方

加茂 實(天一四專商) 港區古川町二二

中井吉輝(天一三法) 北區堂島山口銀行堂島支
店內

佐藤芳太郎(天一三商) 港區八幡屋元町一丁目二
六〇

茶田少介(天六法) 那覇市久米町一丁目一

濱名慶次郎(天一四專經) 尼崎市初島日本麥酒釀泉
株式會社尼崎工場

佐藤 匡(天一二法) 北區天神橋筋二丁目二〇

阿 牧 平(天七法) 京都市下京稅務署

岡田 善 男(天一四專法) 此花區春日日出町北港住宅
一三一—一青年ホーム

西村 乙 吉(天一四專法) 此花區春日日出町北港住宅
一三一—一青年ホーム

前田 卯 吉(天一二經) 名古屋市中區御器所町北
丸屋三

小林太三郎(天一四大法) 武庫郡瓦木村阪急電鐵寄
宿寮

本田 捨 松(天一三法) 南區末吉橋通二ノ七 八

池島源之丞(天一〇法) 千代生命大阪用度課分室

中居 彌 六(天四專法) 東區内淡路町二丁目四五

吉見 幸 雄(天一法) 西區江戶堀南通四丁目

別木 靜 哉(天九法) 東京府野方町字古田二
一一七

河野道雄(天一〇經) 三島郡千里村字片山二三
三五

平工 威 夫(天一二法) 東淀川區十三南之町七三
八

山口榮次郎(天一三商) 西成區今宮町柳通四丁目
九二八ノ三鎌田氏方

森 檜 次 郎(天一三商) 南區阪町二四

鈴木一 郎(天一三商) 福岡市條多下新川端町一
六ノ一日本樂器福岡賣店

林 經 夫(明四四法) 神戸市宮本通二丁目九三

松永三 郎(天一〇商) 北區澤上江町四ノ一七

宗本利市(天七法) 名古屋市中區武平町二丁
目官舎

本位田勝三(天六法) 北區曾根崎上一丁目六七

林 義 次(明四一法) 堺市宿院町西四ノ八

原田 孫 吉(天一三法) 靜岡縣舞阪町

永井惠美太(天六法) 東京市麹町區平河町三丁
目一七

大 岐 榮(天九法) 天王寺區上本町七丁目六

澁田 俊 介(天三法) 大連市愛宕町五六

濱崎 多 松(天一二商) 小倉市紺屋町四九 三三
商會内

校友改姓名

(舊) (新)

大 一〇法 大 槻 明 光 森 明 光

大 二二商 板 倉 匡 佐 藤 匡

大 七法 中 原 牧 平 阿 牧 平

大 一〇法 山 本 哲 應 内 藤 哲 應

大 一一商 松 本 檜 次 郎 森 檜 次 郎

校友逝去

大正十四年六月十九日

鹿兒島縣大島郡名張 梅 豐 二

大正十四年六月

杉 本 米 喜

大正十四年六月

西 野 重 吉

大阪市役所都市計畫部

右訃音に接し謹んで弔意を表す

校友諸氏に告ぐ

近日中に着手するものに相成居候大正十四年度本學校友會會員名簿作成の都合有之候
につき各位の現住所勤務先等に御變動有之候はば下記宛御一報相煩し度此段御願申上
候

大正十四年九月

大阪市上福島關西大學内

關西大學校友會

學生彙報

千里山文藝部夏期遊説

千里山文藝部では今夏辯論部長佐々教授並びに森下講師引率の下に左の日割を以て三重縣下に遊説を試み多大の成功を収めた。

七月十九日 上野町公會堂

七月二十日 四日市泗水俱樂部

七月二十一日 津市市會議事堂

七月二十二日 松坂町公會堂

七月二十三日 宇治山田市常設講演社

因に辯士及び演題は次の通りであつた。

- 一改正選舉法と現代社會思潮 (豫三) 古賀 直君
- 一勞働運動に對する一考察 (豫三) 萩原 精治君
- 一移り行く英米の外交政策 (法二) 原田 満君
- 一我國民法の將來 (法二) 清水 政秀君
- 一我國に於ける生存權の確立 (法二) 戴下益 治君
- 一失業問題に對する私見 (法三) 高田 實左右君
- 一北米より歸りて (講師) 森下 政一氏
- 一法律の目的 (教授) 佐々 穆

香川縣人會第四回郷土講演

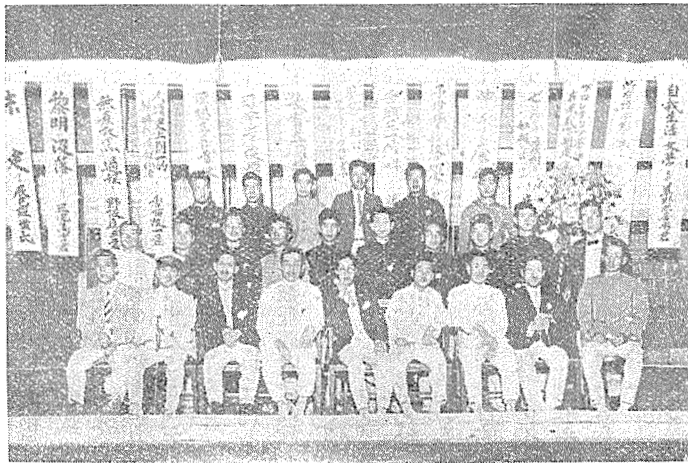
香川縣人會は去る休暇中左の通り第四回郷土巡回文化講演會を開催し各地に於いて非常な歡迎を受けた。

- 八月三日 引田町小學校講堂
- 八月四日 三本松町松壽閣
- 八月五日 木田郡西植田村小學校講堂
- 八月六日 綾歌郡瀧ノ宮村公會堂
- 八月七日 琴平町金丸座
- 八月九日 觀音寺町公會堂
- 八月十日 伊豫三島町公會堂

八月十一日 三豐郡萩原村小學校
八月十二日 香川郡香西町小學校講堂

因に辯士並びに演題は次の通りであつた。

- 一此神神しさな仰げ (豫二) 多田 寛君
- 一普選實施後の日本 (豫二) 中右喜代敷君
- 一農村振興と教育制度 (豫三) 尾崎 米一君
- 一婦人參政の理想と實際 (豫三) 福田 繁芳君



姫路市に於ける福島文藝部
夏期地方講演會記念撮影

- 一警官と民衆 (専三) 谷川 時次君
- 一普選と地方自治制度の改革 (法一) 樫本 信夫君
- 一近世農村問題の根本 (法二) 清水 政秀君
- 一法律の民衆化 (法三) 神保 繁男君
- 一學識より見たる地租委譲問題 (法二) 戴下益 治君
- 一憂ふべき現代の經濟現象 (商三) 三宅 修太郎君
- 一離婚の法的考察 (法三) 徳竹 要君

福島文藝部夏期遊説

一婚姻豫約不履行の問題 (校友 白川千代治氏
一光は東方より (校友 西澤乙一氏

福島文藝部年中行事の一である夏期地方遊説は、本年も亦同部顧問武田蔵之助講師引率の下に兵庫縣下に於て左の如く試みられた。

第一日 その第一日は七月二十五日午後六時から明石市公會堂に於て開催せられた。聴衆約五百名定刻同市在住校友朝顔公蔵氏の開會の辭に次で、學生各辯士交立つて熱辯を振ひ、最後に武田講師の講演があり十時半盛會裡に閉會した。

第二日 翌二十六日午後六時から姫路市姫路劇場に於て中國日日新聞社後援の下に開催した。當日は校友會姫路支部の發會式あり、その後を受けて校友小段信雄氏の開會の辭に次で學生辯士何れも遠大の抱負を吐露したる外中國日日記者大西正雄氏の挨拶、岩崎教授、武田講師、辰巳講師等の各講演があり、午後十一時聴衆約二千云ふ異常の盛會裡に閉會した。特に多大の後援を賜つた中國日日新聞社及び同市在住校友諸氏に深謝する。

第一回學部卒業生各位ニ告グ

卒業生ト在學生トノ聯絡ノ必要上名簿作成致シマスカラ左記要項ニヨリ御一報下サイ

- 1. 現住所 2. 御職業 3. 氏名
- 締切十月十五日限
- 右宜敷ク御願致シマス

大正十四年九月

千里山學友會雜誌部

新刊紹介

新最 日本憲法論

關西大學 講師 木下孫一 著

著者は大正十三年度以來關西大學專門部に於て憲法講座を擔任しつゝある人である。學生諸君の筆記の勢を省く爲めに疊に『日本憲法要論』を出版されたが同書は單に憲法の一般概念を記述したるに過ぎないので著者は夫を以て意に満たずさし新に其の講義案を基礎として高等試験受験參考書たるに適當するやう數多の補正を施して出版されたのが本書である。收むる所三百七十七頁、松本蒸治博士も批評された通り實に簡に失せず繁に陥らざる好參考書である高等試験に應じやうとする者が憲法の參考書を選択するに當つて感じ來つた大なる不便の一は、試験委員の著書を讀む事の有利なるを感じながらも其の著書が難解晦澁であつたり或は又あまりに尨大に過ぎたりすることであつた。本書は受験參考書たるにむむやう特別の注意を拂つて書かれたのであつて、其の記述の平明なる點に於てかの難澁に於ては上杉博士の著に優り、其の大きさの手續な點に於てはかの千頁以上の互る市村博士、清水博士の著に勝つて居る加之試験によく出る重要問題例へば普通選舉の利害帝國議會の權限等の問題について、其儘を覺え行つて答案用紙に書けばよい様な簡明にして懇切なる註釋が加へてある。

從來の憲法書の中には數多くのドクマを含みドグマの記述が主で理論は從たるかの觀があり、其だけ論理の運びに無理が伴ひ、又或る種の思想の宣傳書たるかにも見えるものがあつた。斯の如き憲法學界に於て吾人はもつと學術的な論理の峻嚴を備へた著書を欲して居た。本書は此の點に於てざれだけ吾人の要求を充して居るか、長い批評は後日に譲り此處には只本書には思想宣傳書たるが如き臭味は少しもないことを附け加へて置く。嚴松堂發行定價參圓五拾錢) S.T.生

ギリシャ及びローマに於ける奴隷制度

— イングラム原著 — (一)

關西大學講師 辰巳經世譯

經濟史研究の上に於て極めて重要な地位を占むるものであるに拘らず、奴隷制度に關する纏つた論著の甚だ稀にしか見出せないのは、必ずしも譯者の寡聞なるが故のみではあるまい。こゝにその一部を譯出せしめるイングラムの『A History of Slavery and Serfdom』の如きは、その殆んど唯一のものと言ひ得るであらう。(但しこの外に尙ほ H. J. Nieboer の『Slavery as an Industrial System, 1800』がある。イングラムの論著と共に奴隷制度研究の双璧と稱し得やう)。

イングラムのこの論著が初めて發表されたのは、『Slavery』なる見出しの下に、大英百科全書第九版第二十二卷 (Encyclopaedia Britannica, 9th ed. Vol. 22. 1875—1896.) に於てであるが、その後多少の増補改訂が加へられて、一八九五年に前記の名稱の一單行本として出版せられた。

この小譯は、主として大英百科全書第十一版第二十五卷掲載のものに依つたのであるが、尙ほ何故か第九版に收められて、本版には全然省略されてある部分があるのを、特に舊版から取つて補つて置いた。例へば、本號譯載部分中、ギリシャの奴隷人口及びヘロットの項の如きがさうである。

イングラムの小傳

序にイングラム教授の畧傳を附記して置く。

イングラム (Ingram, John Kells (1823—1907)) は一八二三年七月七日にアイルランドのドネガル (Donegal) に於て生れた。ダブリンの New and Trinity College に學び、一八五二年に同校の雄辯學及び英文學の教授となる。一八六六年にはギ

リシャ語の欽定講座擔任教授 (regius professor) に代る。彼は古典、數學、哲學等の優れたる學者であつたが、然し、最もその名を學界に走せたのは經濟學者としてである。彼は一九〇七年五月一日ダブリンに於て逝つた。『History of Political Economy, 1838』の『A History of Slavery and Serfdom, 1895』は彼の代表的名著であつて、前者は最近米山勝美なる人に依つて邦譯せられ、早稻田大學出版部から發行せられた。

— 譯者附記

序 說

近時漸く不動となつた各社會の經濟組織が、産業的奴隷制度にその源を發するを云ふデューノイエ (Charles Dunoyer, 1786—1862 佛の經濟學者) の言は眞理であるやうに思はれる。狩獵時代に於ては征服者は被征服者を殺戮したた被征服部族の婦人のみはこれを捕へて行つて、妻或は婢として占有するであらう。何故なれば、この時代に於ては家内労働は殆ど總て女性の負擔するところだからである。遊牧時代に於ては、奴隷はただ賣却の目的を以てのみ捕へられ、畜群の見張又はこの時代に於て企てられた極く僅かの耕作に使役せらるるが如きは、極く稀なる例外に過ぎない。奴隷の労働が漸次主人のために食物を供し、且つ彼をして骨の折れる仕事から免れしめるために用ひらるるに至るのは、比較的定住的な生活がなされるやうになり、農業上の開墾が大規模に行はれ、而も一方好戰的習俗が尙ほ存在し續ける場合に於てである。奴隷制度はこの階段の一般的且つ不可避的隨伴物であつたやうである。

然しながら、神政組織の樹立せられてゐるこ

ころでは、普通の意味に於ける奴隷制度は、社會組織の必至的要素はならなかつた。最下級の人民が個人的服従狀態にあつたのではなく、彼等の屬する階級全體が團體として從屬的地位に置かれてゐたのである。奴隷制度——普通に解釋される意味の——が、その本來の且つ特有の地位を有したのは、武人階級が僧侶階級よりも優越せる權力を獲、且つ直接戰爭のために組織されてゐた社會に於てである。奴隷制度は常に勝者の利益のために労働を提供したばかりでなく、その成立の當初に於て屢食人の習俗を伴つた俘虜の犠牲の代用たることに依りそれ自身が著しい進歩を示すものであつた。誤つてはるるが然し古い原語學に依つて變せられたこの利益は一般に承認されてゐる。然しながら、奴隷制度がその後の社會進化に於ける重要な任務を果せるの事實は爾くよく諒解されてゐない——即ち第一に軍事的行動をして、その最後の目的であつたところの、團體組織に必要な強度及び繼續性の度合に應じ勢力を得ることを得せしむることに依り、第二に彼等の子孫と共に被征服社會に於ける人口の大多數を形成するところの俘虜を強制して、人間性に深く根ざせる、規則的且つ繼續的な労働に對する嫌惡にも拘らず、産業生活に携はらしむることに依り。後者に關しては、如何なるところに於ても、産業は自意的努力の形式に於ては、それ自身を發達せしめなかつた云ふことを述べれば充分である。吾人がそれに就て何らかの知識を有するところの如何なる國に於てもそれは強者に依つて弱者の上に強制せられ、且つただ嚴格なる強制主義に依つてのみ、人民

をしてこれに慣れしめ得た。前者の見解より言へば、當時必至的に武人であつた自由民に奴隷は、相互に補助者であつて、同時に——何れも共に社會に必要な——異れる、然し相補的な職能を果しつつあつた。兩者の職分が共に産業的であつたところの近代的奴隷制度に於ては、奴隷階級が存在は、ただ一方彼らの或者に對し放恣なる安易の可能性を保證し、他方他の者に對し貧しき怠惰を課するに過ぎなかつた。

ギリシャに於ては、ペルシャに對する反抗の場合を除く外、屢無意味であり且つ全體として效果なきものであつた軍事的行動が、その眞の存在理由を形成してゐたところの社會的使命を遂行したのはローマに於てであつた。従つて奴隷制度も亦、この使命が果たされつあつた限りに於けるローマに於て、最も正常的なるその地位を見出した。征服事業の遂行がその自然的限界に達するや否や、奴隷制度は制限され初めた、而してローマ帝國がその下に於て發達したところの數個の國家に分裂するに至つた時、且つ中世的特色を帶びた防禦的組織が、古代の侵略的組織に取つて代るに至つた時、奴隷制度は漸次消滅して、隸農制度 (serfdom) がこれに代るに至つた。

吾人は或程度まで、古代の奴隷制度の政治的結果を研め、それが或點に於て當に有用であつたばかりでなく、不可避的でもあつたことを知つた。吾人が道徳上の効果を考ふる場合に成るべく誇張を避けるやう努力しなければならぬのは勿論であるが、而も吾人は尙ほその影響が非常に有害であつたことを斷言しなければならぬ。奴隷に對するその作用に於て、

そは道德の基底に横はる人格觀念の進歩を多大の程度に阻碍することに依り、習慣的産業の幸福な効果を臺なしにしてしまつた。

主人らの道德性——個人的たるを、家庭的たるを、將た社會的たるを問はず——の上に及ぼせるこの制度の影響は望ましからぬものであつた。絶對的支配の習慣は常に危險なものであるが、それが日常生活の凡ゆる部分に互する時、且つ如何なる外的制限も、從屬者の感情及び運命を支配する個人的氣まぐれに對して加へられない時、そは特に著しく非道德的であつた。そは奴隸をして自己支配の能力を失はしめ、他方その主人を阿諛の有害なる影響に曝す傾向があつた。家庭的道德に關しては、この制度は放縱に對して絶へず便宜を供し、且つ品位を危ふくすることに依り、又妻の幸福を蹂躪することに依つて、家庭の平和を亂す傾向があつた。家庭の子女らは不徳に狎らされ、且つその時代の年少者らの一般的品位は、輕蔑され墮落せる階級との直接の接觸に依つて低められた。これらの歎かしき結果は勿論一般的に齎らされたものではなかつた。主人の間にも、奴隸の間にも、幾多賞すべき例外はあつた。一方に於て情け深き愛護の例があれば、他方に於て没我的な歸順の例があつた。然しながら惡果が疑もなく良果を凌いでゐた。

ギリシヤに於ける奴隸制度

神人時代 (Heroic times) 吾人は奴隸制度が完全に樹立せられたのをホーマー時代 (Homeric Period) に於て見出す。戰爭で捕へられた俘虜は奴隸として保有せられ、或は捕獲者

に依つて賣却せられ (II. XXIV. 752) 若しくは贖金を得る目的で留置せられる (II. VI. 477)。時をすれば征服された都市又は地方の男子は殺戮せられ、女子のみが拉し去られる (Od. IX. 40)。オディッセイ (Odyssey) に於けるユーメウス (Eumaeus) の如く、自由民が海賊のために誘拐せられ、他地方に於て賣却されたことも稀ではない。かくの如く、奴隸は元來、同様の運命が彼自身若しくはその家族の或者の上にも、何時かは襲ひ來るかも知れぬ云ふことを豫想しなければならぬところの、その主人と同じ階級の者であつたこの制度はホーマーに在りては、非常に嚴酷な形に於てはそれ自身を示してゐない。若し吾人が、グロート (Grote Greece 1794-1811, History of Greece) の示せる如く「凡ゆる階級は趣味に於ても、感情に於ても、教養に於ても、殆ど同じ水準にあつた」と云ふことを考へれば、殊に然うである。

男性奴隸は土地の耕作、獸類を飼ひ馴らすことに用ひられ、女性奴隸は家庭的の仕事及び家内工業に使役せられた。奴隸の中でも勝れた或者は、屢その主人の信任を受け、重要な職務が彼等に委せられてゐた。又永い間眞面目に仕へて居れば、彼等自身の家及び財産を所有することを許された (Od. XIV. 64)。女性奴隸が男性奴隸よりも哀れな狀態に在つたとするグロートの見解は、恐らく、家庭に於て麥粉を作るために粉挽車を廻してゐたところの、そして時をすれば情け知らずの主人に依つて過度に働かされてゐたところの *sklaves* の場合に於ける外正しくないやうである。 (Od. XX. 110-119) ホーマーは有名なる對

句を以て、奴隸制度に依り一般に齎られたる道德的廢頹に關する彼の見解を示してゐる (Od. XVII. 322)。

歴史時代——奴隸の供給源 奴隸制度を研究するのにも重要なのは、然し、吾人が記録に依る知識を充分に有するところのギリシヤの歴史時代である。ギリシヤに於ける奴隸の供給源は凡そ次の如くであつた。

(一) 生得。奴隸の地位は世襲的であつた。然しこれは豊かなる供給源ではなかつた。女性奴隸は男性奴隸よりも少く、賢明な主人は、繁殖を計るためよりも、寧ろ善良なる奉仕に對する酬ひとして兩性の結合を許した (Xen. Oecor. 9. 5)。一般に勞働年齢に達するまで奴隸を飼育するよりも、これを購ふ方が安價であつた。

(二) アッティカを除く外默認せられてゐたところの親達に依る子供の賣却又はテーベに於ける外認許されてゐたところの棄兒。後者の結果は時をすれば、一般に知られてゐる如く、オーマよりも寧ろギリシヤの事情を描いてゐるプラウツス (Plautus, B. C. 254-184 o. m. の劇作家) 及びテレンス (Terence, B. C. 195-159 o. m. の諷刺詩人) の戯曲に於て見る如く、彼等をして死よりも辛い奴役に從はしめた。自由民と雖も、貧窮のため時をすれば彼等自身を奴隸に賣ることがあつた。又アテネではソロンの時代に至るまで、支拂不能の債務者はその債權者の奴隸となつた。

(三) 戰爭に於ける俘虜。アジア人及びスラシア人がかくの如くにして奴隸になつたばかりでなく、ギリシヤ諸國の間に於ける多くの戰爭

に於て、ギリシヤ人は彼等自身と同じ民族に依つて、奴隸の境遇に墮せしめられた。カリクラティダス (Callicratidas, 紀元前四〇〇年代のスパルタの一將軍) はギリシヤ人に依つてギリシヤ人が奴隸にせられることに反對して叫んだが、然し彼自身この主張に背いた。エパミノンダス (Epaminondas, B. C. 419-362. テーベの有名な政治家且つ軍人) 及びペロピダス (Pelopidas B. C. 364-337) の將軍) は、忠實にこの主張に従つてゐたやうである。

(四) 誘拐。海岸地方に於ける海賊の襲來は危險の不斷の源であつた。海賊はその捕虜を賣却することに依つても、又これを返還して贖金を得ることに依つても儲けを得た。贖金を提供して返還された場合には、被害者はアテネの法律に依り、彼が貨幣又は勞務を以て、彼のために支拂はれたる價格を償ひ終るまでその贖主の奴隸とならなければならなかつた。誘拐者 (andrapodistae) は、都市に於てすら兒供達を拐かして行つて、これを奴隸に賣るために飼育した。敵の侵略からにせよ、海賊の誘拐からにせよ、如何なるギリシヤ人も、常に奴隸にせられるかも知れぬ危險に曝されてゐた。

(五) 賣買。都市の占領又はその他の軍事的行動の結果として起つた奴隸の賣買の外に、組織的な奴隸賣買が行はれた。シリア、ポンツス、リディア、ガラティア及び就中スラシアはその供給の源であつた。エジプト及びエシオピアも亦多少の數を、而してイタリーは極く僅かを供給した。異邦人では、アジア人は支配する上に於て最も樂し易く、又奢侈的技術に

最も熟達してゐた故に、多大の價値を有してゐた。然しギリシヤ人は、凡ての者の中で價値に於て最高であり、且つ國外輸出のために著しく需用せられた。ギリシヤ本國及びイオニアは、東方の小王達に *courtesan* 竝に婦人の樂手及び踊子を供給した。アテネは重要な奴隸市場であつて、政府はその賣買に對する課税に依つて多くの收入を得た。然し重要な市場は、シブラス、サモス、エフェスス及び就中シオス等のそれであつた。

奴隸の職業 奴隸は家庭的の仕事——家事管理人、従者又は警護人等の如く——にも、農耕地又は市街地の他の種類の仕事にも使役せられた。古代のアッティカに於ては——ペリクレス時代に至るまでも——地主は田舎で住んでゐた。然るにペロポネサス戦争はこの習慣に變化を齎し、爾後地主はアテネに居住して、耕作は奴隸に委せられてゐた。工業及び商業に於ても亦、奴隸労働は漸次自由労働に取つて代るに至つた。當時の企業家達は奴隸を直接農夫又は商業及び金融業上の使用人として使役し、或は時々するに、鑛山又は工場に於ける労働のために、料理人、樂手等の如き私人の家庭に於ける勞務のために、或はその他の賤役のために彼等を雇用した。尙ほ又公有奴隸なるものもあつた。これ等の或者は彼らがそこへ一種の供物として贈られたものの寺院に屬してゐた。彼等の中にはコリンス及びシリリーの *Eryx* に於ける *hieroduli* (巫女の如きもの) として働いてゐたものの *Courtesans* があつた。或は又長官の下級従者として、又は各種の公役のために保有されてゐた者もあつた。アテネには都市の警備の

ために一二〇〇人のスキシア人 (*Scythian*) の射手が用ひられた。奴隸は又陸海軍に於ても使役せられた。一般には雜役夫としてであるが、例外的には軍卒としても用ひられた。

奴隸の人口 ギリシヤに於ける奴隸人口は、アテネのみに於けるそれすら、正確に近い數を以て決定する事は殆ど不可能である。デメトリウス・ファレウス (*Demetrius Phalerus*、紀元前三世紀頃のアテネの詩人且つ哲學者) の人口調査が、二一、〇〇〇の市民、一〇、〇〇〇の *metics* (居留外人) と、四〇〇、〇〇〇の奴隸を計上してゐる。ハムは *Ctesicles* の官文書に於て (*VII. 20*) アテネウス (*Athenaeus* 紀元前三世紀頃の人、エジプトに生るアテネの考古學者) に依つて發表されてゐる又同じ人に依つて、コリンスが四六〇、〇〇〇の奴隸を、又エーギナが四七〇、〇〇〇の奴隸を有してゐたことが傳へられてゐる。ヒューム (*Hume, David*) はその論文「古代諸國民の人口に就て」 (*On the Populousness of Ancient Nations*) に於て、アテネの人口に關するアテネウスの報道は全く信用出来ぬ——アテネの奴隸の數は「多くとも四〇、〇〇〇以上には達しない」と云ふことを述べてゐる。

ベッカー (*Boeckh*) 及びルトン (*Leitner*、*Jean Antioire*, 1787—1843 佛の考古學者) は該問題に關して新たな研究を提供した。前者はアッティカの奴隸の數を約三六五、〇〇〇とし、後者は一〇〇、〇〇〇又は一一〇、〇〇〇とした。エム・ウォン *M. Wallon*、(佛の歴史家、千八百年代の人) はこれ等の學者の勞作を復活して、彼自身の一層進んだ見

解を呈示した。彼は全アッティカの奴隸數を家内勞務に携はれるもの四〇、〇〇〇、農業に従事せるもの三五、〇〇〇、鑛山に於て使役せられたるもの一〇、〇〇〇、工業及び商業に於て用ひられたるもの九〇、〇〇〇を計上してゐる。尙ほこれらに加ふるに、老人及び十二歳以下の少年六〇〇〇及び一〇、〇〇〇を以てしなければならず、又その中既に述べた如く、一二〇〇名の公有奴隸 (スキシア人の警備員) のあつたことを附言しなければならぬ。かくて彼はアッティカの奴隸人口が一八八、〇〇〇乃至二〇三、〇〇〇であり、自由民は約六七、〇〇〇、*metics* は約四〇、〇〇〇であつたこと云ふ結論に達してゐる。

奴隸の人口は、かくの如く、自由民の人口に對し $\frac{1}{3}$ の割合を占めてゐた。アテネウスがコリンス及びエーギナに就て計上した奴隸人口はベッカーに依つて承認せられたが誤りであるらしく、クリントン (*Clinton*, 1781—1852 英の史家) 及びウォンに依つては否認せられてゐる。眞人口が、相當大であつたことには疑なきも、吾人は稍正確に近いこと云ふ程度にすら、これを決定すべき如何なる方法をも有しない。

奴隸人口の大きさに於て上述の諸都市に次ぐは本島に於けるメガラ、島上都市中のシオス及びローデスであつた。ミレツス、フォエア、タルンツム、シバリス、シレネ等も亦非常に多くの奴隸を有してゐたやうである。

奴隸の待遇 アテネに於ける奴隸の境遇は一般に悲慘なものではなかつた。デモステネス (*Demosthenes*) は若しそこから奴隸が買ひ出されたところの異邦の人民達が、アテネに

於て受けてゐる奴隸の手柔らかな待遇に就て知つたならば、彼等はアテネ人に對して多大の尊敬を拂つたであらう言つてゐる (*Mid. pass.*)。ブラウツスはローマに於ける彼の愛好者達を驚かせたに相違ない如く、屢彼の劇の觀覽者に對し、アテネに於ける奴隸がかくの特權及び特許狀をすら有してゐたこと云ふことを述べてゐる。

奴隸は一定の習慣的儀禮を以て主人の家庭に於けるその地位に持ち來された。彼は法律上は然うでなかつたが、實際には彼自身の私有資金を蓄積することを許されてゐた。彼の結婚も亦一般に認許されてゐた。普通には公の祭祀に参加することから除外されてゐたが、然し私的宗教團體には加入することが出来た。彼らがそれに參加することを許されてゐたところの一般的祭典もあつた。又アテネに於ても、その他のギリシヤの中心都市に於ても彼らは、彼ら自身のための特別の祭典をすら有してゐた。彼らの遺骸は、その主人の家の墓に埋葬せられ、時々するに主人は彼に對する信任と哀悼の意を表するために記念碑を建立した。彼らは屢親密なる交りに於て、その家の家長と共に、或はその若い家族達と共に住んでゐた。然しながら、ユリセス (*Ulysses*) 及びユーメウス (*Eumaeus*) の例に示されてゐるやうな相互的尊敬に於てではなく、一方の側に於ける横着なる我儘、他方の側に於ける無意義なる服従に於て、屢この接觸が見出されたことも事實である。後者は奴隸に依つてなされた墮落せる勞務にその存在理由を有する。アリストファネス (*Aristophanes*, 334—380 アテネの喜劇作家) 及びプ

ラウッスは家内奴隸の場合に於てすら、如何に屢鞭打主義に基く手段が講ぜられたかを示してゐる。その監督者達自身が、最も普通に奴隸的狀態に在つたころの工場に於て使役された奴隸達は、恐らく家内奴隸達よりもつゝ悲惨な運命の下に生きてゐたであらう。農業奴隸は屢鎖を以て縛られて、駄獸と殆ど同様の取扱を受けてゐた。主人の氣まぐれから、時々する家内奴隸がもつゝ壓迫的な粉挽場或は鑛山の奴隸たらしめられることもあつた。主人の虐遇からの避難所は、寺院及び神殿に依つて、或は聖林に依つて提供せられた。

アテネの法律は奴隸を保護せず捨てて置いた譯ではなかつた。彼はデモステネスが叫べる如く、自由民同様、暴行に對して訴訟を起すことが出来、又若し彼が異邦人の手に依つて殺されたならば、市民の場合と同様、これに對する復讐が認められてゐた(Eurip. Hec. 800)。若しそれが彼の主人の暴戾に基く場合であつたならば、それは追放及び一種の宗教的贖罪に依つて償はねばならなかつた。

奴隸がその主人を殺した時ですら、その家族又は親族らは、彼ら自身で勝手に科罰することゝは出来なかつた。彼らは法律上の手續に依り、然るべく取扱はるやう、長官にその罪人を引渡さなければならなかつた。その主人に對する苦情の正當の理由を有する奴隸は、彼自身を他へ賣却するやう要求することが出来た。彼が自由に對するその權利を主張した場合には、法律は、辯護人及び神殿が、判決確定まで、彼のために避難所を提供することを許してゐた。

同一國民性同一言語を有する奴隸達を團結せしめないことに依つて、彼らの叛亂を防止する方法が講ぜられた。彼らは時々するに、逃亡せざるやう鎖を以て束縛せられ、或は又逃亡の恐れある奴隸に對し、發見を容易ならしめんがために焼印を押すこともあつた。逃亡者の引渡に關して國家間に或盟約が締結せられ、又奴隸の逃亡に基く損失に對し、主人達個人間に一種の相互保險の如き契約が結ばれてゐた。逃亡の目的のために好機を逸せざらんとする奴隸達の注意は、デセラア占領の際に、スパルタに投ぜんとしてアテネを脱出した者の數が如何に多かつたかに依り、示されてゐる。ランリウムの鑛山では、恐ろしき奴隸の叛亂があり、シオスに於ても一再ならず叛亂があつた。奴隸の罪證は男女共にその主人の承諾を経て、拷問に依り得られた。而してこの方法は、眞實に到達するための確實な手段として一般に推稱せられた。

奴隸の解放 奴隸はその主人との契約に基き贖金を支拂つて自由を購ふことが出来た。奴隸は又主人の遺言に依り、或はその存生中、劇場、裁判所その他の公の場所に公示するか、又は公の登記簿にその名を記録することに依つて、或は又ギリシャの後代に於ては、寺院への寄贈又は賣却に依つて——自由民にあらざれば寺院の奴隸 (*hierodulus*) たることを得ぬ云ふ一種の法律があつた——自由にされることが出来た。解放には、時々するに、生涯又は一定期間前主人の下に止まるか、代りの者を連れて來るか、或は又或特定の勤務を提供するとか云ふやうな條件が附けられた。財産承繼の義務若くは權利も亦留保され得た。解放に依りアテネの奴隸は、國家との關係に於ては *metic* となり、その主人に對する關係に於ては從者となつた。彼はかくの如くにして、奴隸と完全なる自由民との中間的地位に置かれた。若し解放されたる奴隸 (*freed-man*) が、その舊主人に對する義務に背いたならば、彼は法律に問はねばならなかつた。而して若しその判決が彼を非としたならば、彼は再び奴隸の地位に貶されねばならなかつた。彼は異邦人の場合に於けるが如く六千市民の大會の票決に依つてのみ、國家の完全なる一員となり得た。然しこの票決でする或種の成文法 (*graphé paranomon*) に依つて否決されることがあつた。アルギヌセ及びケロネアに於て戰つたそれらの如く、公事のために顯著なる功績のあつた者は所謂 *Palaestans* の階級に於て、直ちに市民たるの地位を許された。然しながら、この場合に於てすら、或種の市民權は保留せられ、彼らの子供達の代に至つて初めて與へられることがあつた。アテネに於ける *freedmen* の數は大して多くはなかつたやうである。

奴隸制度に對する當時の理論的見解 アリストートルが奴隸制度を必要且つ必然にして、而も正當なる狀態の下に於ては、その關係に於ける兩當事者何れにも取つて利益である主張したことは、一般によく知らるるところである——この見解たる、その當時の社會狀態より見て、充分正當であつた。若し彼が、一般に彼に歸せられてゐる *Economics* の眞實の著者であるとすれば、彼の實際的モットーは、「暴虐にあらず、而も親密にあらず——No outrage, and no familiarity?」云々であつた。その勤勞に對する報酬として、自由を得んことを希望が奴隸に展開されなければならぬと彼は言ふ。

プラトンはアリストートルも亦明言はしないがその主張に於て許すべからざるものとして排斥の意を含めてゐるところの、ギリシャ人が奴隸としてギリシャ人を所有することの實行を批難した。その「法律論」に於て、彼はこの制度を望ましからぬものではあるが已むを得ぬものとして承認し、且つ主人自身の安全のため異邦人が混交せらるべきこと及び彼らがよく待遇せらるべきことを勧告してゐる。然しながら、彼らに對する虐遇を批難する一方、彼は一階級としての奴隸に對する侮蔑感を強調してゐる。

後代のギリシャに於ける道義學派の人達は、殆ど全くこの制度に彼ら自身を關與せしめなかつた。快樂主義者達 (*Epicureans*) は、彼ら自身に放縱及び安易を寄與したころの奴役に就て、何ら良心の咎めを感じなかつた。ストア學徒 (*the Stoic*) は、自由民たる奴隸たることは、單に外界の事象に過ぎなくて、智慧の眼から見る時は何ら問題ならぬものと考へた。彼らに取つては、自由民であることと誇りの理由とし、奴隸であることを不平の題目と見ることは不合理であり、堪えがたき侮蔑からは自殺が常に開かれた逃避の方法であつた。

詩人たち——殊に新喜劇の作者たち——は、強く人格觀念を教へ込み、且つ奴隸の根本的平等性を主張した。有名な「*Homo sum*」はアレキシス (*Alexis*, B. C. 390—288. アテネ

の喜劇作家)からの翻譯であつて、その精神はギリシヤの戯曲の多くの章句の中に生きてゐる。フイレモン(Philemon)の一斷片は、奴隸たらしめるものは天命にあらずして人爲であるを、恰もアリストートルに答ふるかの如く述べてゐる。ユーリビデス(Euripides, B. C. 480-406 アテネの詩人)は、その人道主義的感情及び彼に於て特に顯著なる「早期近代主義」から期待され得る如く、奴隸制度に就て、その時代の一般的感情に拔んでゐる。パレイ(Paley)の言へる如く、彼は「その主人に對する彼らの忠實、生活の困難に對する彼らの同情、親切なる待遇に對する彼らの感謝、誠實なる人間たるの性質を有することに於ける彼らの誇り……を記述することをお好み、彼らに道理を辨へしめ、助言を暗示を與へ、且つ彼らをして、その支配者の愚劣を不謹慎に關し究理せしめずらしてゐる」(Med. 54; Orest. 869; Hel. 728; Ion, 854; Frag. Melan. 506; Phrix. 823)。

然し吾人は彼ですら、自由主義者にして且つ改革者である彼ですら、その時代の社會狀態にも、又一般的思想にも、爾く深く根を下せるこの制度を廢止するこの可能性を考へ得たと思像してはならぬ。

ローマ(The Helots) ラニアのヘロットの場合は大部分のギリシヤ社會の奴隸事情を異にしてゐた。この階級の起源に關しては異論あり、吾人はここではその論争に入ることは出来ない。彼らはその勤勞を個人に提供したが、彼らを解放する權力をそれ自身の手に握つてゐた國家の財産であるを考へられてゐた。

スパルタ人の家内使用人は悉くヘロットであつた。彼らは *Sestia* 又は共同食卓に於てその主人達に仕へた。然し彼らは主として農奴であつて、小さい田舎の村落又は分離された農園に住み、スパルタ人の地主の土地を耕し、それらの地主に生産物の一定割合を納めた。この割合は勝手に増加され得なかつた。彼らはその家、妻及び家族を有し、財産を所有することが出来、國外に賣却せられることは決してなかつた——恐らく全然賣買せられなかつたのであらう。

彼らは勿論公の仕事に使役せられた。戰爭に際しては、彼らはスパルタ人又はペリエキ人(Periœci)の裝甲兵に加はり、輕裝兵として働いたが、然し特別の事變の際には、彼ら自身も亦裝甲兵として役立つた(Thucyd. IV, 80)。彼らは時と時と善良なる奉仕に對し解放を以て酬ひられたが、然しこの解放は彼らをペリエキたらしめるのではなくて、*Neodamodeis* として知らるる特殊階級に屬せしめるのであつた。

ヘロットの境遇は經濟的には慘めなものでなかつたやうである。然しながら、グロートがその非運を緩和したものも考へるものの、それ自身も同様にギリシヤ民族であるもの彼の自覺は、寧ろ彼らをしてその地位を最も堪へ難きものも考へしめる要素の一であつたに相違ない。而も同時にこのことは、絶へずそのスパルタ人の主人をして恐怖の念を抱かしめ、從つて兩者の間の壓迫と怨恨とは避け難きものとなり、かくて兩階級間の關係は、普通のギリシヤ人の主人と、異邦人若くはより文化の程度低き民族の奴隸との間のそれ

比して、遙かに不自然なものとなつた。スパルタ人の支配者達は決してヘロットを信任しなかつた。特殊の軍事的功勞の故に選拔せられた約二千名のヘロットが秘かに虐殺されたこと云ふやうなことがあつた。フルターク(Plutarch)は、その説くところ常に必ずしも信用するに足るものではなかつたが、彼に従へば、スパルタの長官(*eporoi*)は、毎年ヘロット全階級に向つて宣戰を布告し、且つ侮り難きものを目されてゐたらしい彼らを虐殺するために、一定數の壯丁スパルタ人を選抜してこれに當らしめた。

ワロンはヘロットの人口二二〇、〇〇〇にして、スパルタ人は三二、〇〇〇であつたと述べてゐる。テッサリーに於けるペネステ(*Peneeste*)及びクレテに於けるクラロテ(*Clarothe*)は、何れもラコニアに於けるヘロットに幾分似たやうな地位を占めてゐたやうである。(未完)

挿繪説明 (第四頁挿入)

本學講師原田鹿太郎氏が曾て親しくパウンド教授の下に學んでゐた頃(大正六年五月)同一講座に在る教授學生が一體となつて撮つたものを特に同氏に請ふて借用したのである。前列向つて右より三人目の目隠を宛ててゐるのがパウンド教授であるが、同教授が絶へずこの目隠を用ひてゐるのは有名な話である。即ちアメリカではかのウイルソン大統領(元ブリンストン大學教授)を初めとして學者にして政治家たらんことの野心を抱くものが多いのを快からず思ひ、教授自身は生涯一個の學究として終始せんとの決意を表明するために、大學の講堂では勿論、四六時中客に應接する時すらこの目隠を外すことがないやうである。教授の右後方に立てゐるが原田氏である。

マーシャル傳 — 其の三 —

Alfred Marshall (1842—1924)

A Memoir by

John Maynard Keynes

戸田省三抄譯

經濟理論の圖表的表現方法は明敏な初學者を引きつけて恍惚たらしむるものであり、我々の直觀を活躍せしむると同時に其を阻害するものであり又我々の研究の結果の速記録の如きものであるが然し我が經濟學の深奥に一步深く踏み入る時は背後に潛み去るものである。マーシャルは經濟理論に數學的及び圖表的方法を應用する事に於て前人の『剛愎な考へ』より遙かに進んで居た。即ち理解の容易な點に於て、概括的な點に於いて又科學的正確さの點に於て彼の方法は一步進んで居たからして我々は彼を近世圖表經濟學の創成者なりと正當に呼び得る。マーシャルの研究の結果が唯斷片的に外界に傳はり、完全な形に於ては唯一部の階級にのみ知られた爲めに彼は經濟學の進歩に貢獻するこの遅く、又當然得べかりし世界的名聲も贏ち得なかつた。然しながら一步退いて考へればマーシャルが何故に圖表的方法のみを發表して名聲を博するを嫌つたかを解することが出来る。

即ち其は經濟學に向つて進むには必要な附屬方法ではあつたが、斯様な方法を高調することとは彼が夙から考へて居た經濟學研究の正當なる態度から餘程懸け離れたものであつた加之マーシャルはケンブリッジに於て數學の優等生であり分子物理學を研究しやうと云ふ

望みを抱いた位の人であつたから、其の知的乃至美學的立場からして、數理經濟學を構成する代數、幾何、微分等の稍陳腐な斷片に對して輕き蔑視を有つて居た。之等は物理學と異り極めて容易であつて、例へば數學的形式で表現し得るが如き經濟理論の骨組の部分は複雑な、不完全にしか知れて居ない經驗的事實の經濟的説明に比すれば極めて易いものである。而して有益な成果を収めること極めて少きものである。

マーシャルは此の事を痛切に感じた。初等數學は彼に取つては子供の遊び位のものである彼は世界に云ふ廣大な研究室に入り、其の聾きを聞き、其中から二三の音調を聞き分け、實業家の舌を以て話し、而もいゝ聰明なる天使の眼をもつてすべてを觀察しやうと欲したそこで彼自ら書いて居るやうに『實際の事業を一層よく知り、勞働階級的生活を一層密接に接觸しやうとつめた。』

かくてマーシャルは近代の圖表方法を創成したが多大の自制を以て其を正當な地位以上に置かぬやうにした。即ち『經濟學原理』が出た時には圖表は脚註に押し込められ或は附録に於て説明せられる位が關の山であつた。一八七二年にデヴオンズの『經濟學原理』を批評するに當つて彼は次の如く書いた。『英國及び大陸の數學者達は其の得意の方法を應用して經濟學上の問題を取扱つて居る。我々は是等の研究から多大の貴重な暗示を受ける。然しながら其の推理及び得られたる成果の重要なものは殆んど例外なく皆普通の言葉で記述し得るものである……吾人の前にある書物中の圖表は保留し數學は除去するならば其

は一層よい本になるであらう。』

又一八八一年にエヂワースの『數學的物理学』を批評するに際しては『此の書は天才の閃きを見せるもので將來偉大なるものを爲し遂げるかの如く思はるる』と言つた後に附け加へて『數學が彼を驅つて經濟學の實際事實を忘れしむるに至る事を、如何なる程度に彼が免れ得るかを見る事は特に興味深き事であらう。』と言つて居る。又最後に一八九〇年、『經濟學原理』の序文に於て彼は先づ圖表が代數に優越することゝ力説し次に圖表も限られたる範圍に於てのみ有用であつて、代數の如きは個人的に使用して便利なりと云ふに過ぎぬと言つて居る。

マーシャルが以上の如く言ひ過ぎるに至つたのは恐らくは彼が始めの等の方法にあまりに耽溺した反動でもあり又あまり好ましからぬ動機ではあるが、其の書が難解で『實業家』達によつて讀まれぬことを懸念した爲でもあらう。要するにマーシャルも言へる如く、經濟學の純理に屬する多くの問題に就て一度圖表を用ふることを覺えた者は其を他の方法で取扱ふことを好まぬものである。かくの如き圖表は高等經濟學の一部を成すものであり又學者は其を出來得る限り完全明白に使用すべきである。

マーシャルが其の初期の研鑽の成果を印刷に附するのを嫌つたのは、最高、最有用な發展形態に於ける經濟學なるものの眞實の性質に對する彼の洞察の深かつた爲でもあり又意に満たざるものを世に發表することを厭つた爲でもあるけれども『外國貿易理論(附自由放任主義に關する諸問題)』なる著が不完全な形

に於てすらも世に出でずして終つたのは惜しみても餘りあることだ。兎に角この外國貿易は主たる材料を印刷物から得られること云ふので彼が最も早く着手した研究題目であり又之等の事實は彼が米國旅行中保護主義の實行に關し直接に得た事實と相俟つて單行論文と爲すには充分であつたであらう。彼が以上の如く出版を敢てしなかつた今一つの理由は彼が健康を害した時に餘命僅かに數年であること考へ而して此の數年間に價值及び分配に關する其の根本思想を書き上げねばならぬと思つた事である。

我々の尙更に遺憾とするのは彼の『貨幣論』の出版が遅れ非常な老齡に達して爲された爲めに其の思想に生氣が缺け其の解説が鋭き力を失つたことである。然し彼の思想の獨創性不許追隨性が最も著しく顯れて居り又彼が他の同時代の學者より大に優れた洞見と通曉とを有するのは實に此の貨幣理論に於てである。最近貨幣理論の殆んどあらゆる特色を既に四十年前にマーシャルは知つて居たのである。此處にも單行論文として別に取扱ふに適切な方面があつたのである。而かも王立委員會の調査又は時時の報告として書かれたものは別として彼自身の言葉と氣分とを以て世に公にせられたものは一つもない。『貨幣論』は一八七〇年代の初頃以來彼の得意の講義題目であつたから彼の思想は一般的に風に於て門弟に知らるるに至つた。其の結果ケンブリッジに於て、最初マーシャル自身の講義から、又彼の引退後はビッグ教授の講義からして、最近まで出版された本の何れとも異り何れよりも優る(と言つてもよいと思ふ)所の

口頭傳授が生じた。此處に於てマーシャルの貨幣理論に對する文獻を概説するを便利とする。

マーシャルはかの複本位制の論争以前には貨幣に關しては何も意見を發表して居なかつた又此の論争の時に於てさへ長い間待つて後始めて參加した。彼の此の題目に關する最初の重要な文獻は一八八六年の商工業不振に關する王立委員會の印刷物中に於ける彼の質疑應答に含まれるものである、之に次いで一八八七年三月『コンテンポラリー・リヴュー』誌に『一般物價變動の矯正策』なる論文を發表し、其より少しく後一八八七年及一八八八年に『金銀委員會』に於て大部の報告を發表した。又一八八九年には印度貨幣委員會に於て報告を爲した。然しながら一九二三年に『貨幣、信用及び商業』が出版されるまでは彼の理論は系統的な形で説明せられて居ない。此の出版までに彼の主要な思想の殆んどすべては他人の著作中に表はれてしまつて居た。彼は齡既に八十を超え彼の勢力は僅かに初期の斷片を繼ぎ合はすに足るだけであつた。而して注意深く困難と複雑とを避くる、力なき取扱ひ方は彼が二十年乃至三十年以前に考へて居た事のはんの影を示すに過ぎなかつた。然しながら今も残れる彼の一八七一年頃に書いた原稿には偶然にも貨幣數量説を論じて居る、而して彼の『貨幣、信用及び商業』第一編第四章の全實質が其の中に見出され而も相當完全に出來上つて居り又彼が五十年後に爲し得たよりは其の解説と例示に於て多大の力を有つて居るのである。之は一八六七年——一八七七年頃の初期以來彼の思想が一貫して繼續して居た事

を示す著しい例である。彼がコンテンポラリ・リヴューに出した論文、或は金銀委員會に報告した論文の根底に横はる根本思想に何時到達したか私は知らない。然しながら『産業經濟學』中の商業恐慌に關する節句は——彼は貿易不況委員に對する回答中に此の著からの引用をしばしばなした——彼が一八七九年に同じ考へ方をして居た事を示して居る。以下記する所は貨幣論に關するマーシャルの文献の最も重要な且つ特徴ある點である。

解釋

彼は常に教へた。貨幣の價值は一方に於ては其の供給の機能であり他方に於ては其に對する需要の機能であつて、『各人が支配可能形態に於て保持せんとする平均商品支配力の額』によつて測定される。彼は更に此の形態之に代るべき富の諸形態間の利益の差額の結果として、それだけを支配可能形態に於て保持すべきかを各人が決定するに至る經過を説明する。即ち彼は上記一八七一年の原稿に於て書いて居る。『英國に於ける硬貨の交換價值は國內の各員が此の支配可能形態に於て保持しやうと決めて居る商品量全體の價值に正に等しい。かくて銀貨に就て言へば、若し我々が流通して居る銀貨のオンス數を知るならば我々はオンス數で以て右一定量の商品の價值を割ることによつて、一オンスの銀の價值が他の商品の幾何と等しいかを決定することが出来る。今假りに社會の各人が皆其の年所得の十分の一だけの商品を支配可能形態に於て保持せんとするにせよ。此の場合に於て貨幣は銀のみであるにすれば英國に於ける貨幣は

價值に於て英國の年所得の十分の一に等しいだらう。然るに今慣習が變つて各人は他の方法に於て利益を得る爲めに、慾望が起つても其を充分充足せずして平然として居るに又一般に各人は其の所得の唯僅かに二十分の

一だけの商品を支配可能形態に於て保持せんとする。然る時は、以前在つただけの銀は舊價值に於ては必要とせられないから其の價值は下落する。従つて銀は大に器物製造に使用されることとなり一方銀鑛よりの生産は阻止されるに至る。彼は、此の考へ方の大なる利益とする點は『循環の速度』なるまづい考へ方を避ける事であると言つて居る。(然し彼は二つの考へ方の間の正確な論理的關係を示すことが出来る。『我が貨幣の循環の速度』と價值との間に一の關係を打ち立てやうとする時には事柄が複雑なる。ミル氏は此の弊害を承知して居る(經濟學原論第三編第八章、後半)けれども其の救正策を示して居らぬ。』マーシャルは又すつと以前に、通貨に對する不信用は公衆が其を貯蓄しやうと云ふ傾向を減じて物價を騰貴せしめる經過を説明した——最近世人の注意を集めつつある現象である。彼は又價格の水準に於ける變動——これは商業週期に伴ふものである——は公衆が保有せんと欲する商品の現在支配量の變動に相應するものであることを知つて居た。

(二)利子の『眞實』率と『貨幣』率との區別及び貨幣價值が變動しつつある時に於ける之の信用週期に對する相關關係。

之に關する第一の明白な説明は『經濟學原理』第六編第六章(最終註)に示されて居ると思ふ

(三)近世信用組織に於て貨幣の増加供給が物價に及ぼす影響の因果の連鎖及び割引率の演ずる役割。

此の説明に關する古い文獻であり且つ學者の徴し得る唯一の詳細な説明はマーシャルが一八八七年金銀委員會に提出した報告書(殊に其の前半)並びに一九九九年印度貨幣委員會に提出せる報告書である。貨幣理論の最も根本的部分の一が一時的な實際問題に關聯する政府委員會の問答の形で書かれて居る以外に約二十五年の長きに亘つて何處にも見出されず研究者は其を利用する事を得なかつた云ふのは實に奇異である。

(四)互に不換なる通貨を有する二國間の爲替率を決定する『購買力同等』説の創唱

此の理論は實質に於てはリカードに負ふものであるが、一八八八年金銀委員會に提出した報告の附録覺書に於て彼はカッセル教授が其を近代の事情に適合するやう解釋することを豫想して居た。其は又彼が一八九九年印度貨幣委員會に提出した結論の重要な部分を占めて居た。マーシャルが金銀委員會に提出した意見書からの次の抜萃は彼の理論を簡單に説明して居る。『Bなる國が不換紙幣例へばルーブル紙幣を有つて居る。各々の國に於て物價は通貨の數量と該通貨が爲さねばならぬ仕事との間の關係によつて支配されるだらう然りすればルーブル紙幣の金價格は取引過程によつて正にAに於ける金物價がBに於けるルーブル物價に對する比に決定するだらう。

(運搬費用は差引く)』

五指數の編成に關する『連鎖』方法。

此の方法が最初に述べられて居るのは彼の一九八七年の『一般物價變動救正策』なる論文の後章(如何にして購買力の單位を評定すべきかと題する)の脚註に於てである。

(六)金銀本位制(Symmetallism)に基き紙幣を流通せしむることの提唱(リカードの『經濟的安全通貨の提案』の方向に於ける)

此の提議は最初一八八六年貿易不況調査委員會に對して爲された彼の回答中に見えて居る彼は、通常の複本位制は常に交互本位制たるの結果を生ずる傾向ありと論じた。彼は更に『若し複本位制の爲めに通貨の一大混亂があるべきものならば我々はその在る事を確信すべきだ。……私の代用案はリカードから取つたもので唯例へば百グラムの金の棒に二グラム銀の棒を結びつけたものに外ならぬ政府の仕事は結合された一對の棒を一定額の通貨で賣買するやう常に用意して居るに云ふ事である。此の案は他國の賛同を待たずとも各國が始め得るものである。』と言つて居る。彼は此の制度を直ちに採用すべしと論ぜなかつたが少くも複本位制に優るものとして前面に掲げた。之と同じ提議は一八八七年『一般物價變動救正策』なる論文に繰返されて居り又一八八八年に金銀委員會に提出した回答書中にも表れて居る。

(七)長期契約の場合に於ける撰擇的使用の爲めに法定計算標準を定むるの提議

此の提議はマーシャルが一八八五年『産業報酬會議』に於て讀める事業斷絶救濟策に關する報告書の附録中に最初表れて居る。更に一八八六年貿易不況調査委員會に對する回答

書中に於て右附録中に言へる所を繰返し且つ増補して居る。彼の書いて居る所によれば『産業斷絶の一大原因は今日の「一ポンドがし」の後に幾何の價值を有するかに關する確實な知識が缺けて居る事である。……此の由由しき弊害は經濟學者達が長く鼓吹し來つた方法によつて滅殺される。此の救済策を提唱するに當つて私の政府に望む所は政府が自ら事業を爲す事にあらずして事業を援助するに云ふ事である。政府は出來得る限り精密に金の購買力の變化を示す表を公表し、支拂契約が一定の購買力の單位を標準として爲さるやう便宜を與へねばならぬ。……關係兩當事者の自由選擇によつて利子の支拂、借款の返済、及び地代、賃金、給料の支拂等殆んすべての契約に對し一定の一般購買力の單位が適用されるだらう。……私は、此の提議は我國の通貨の形態とは無關係であつて通貨の變革を必要とするものでないことを特に附言したい。此の案は國際貿易の目的には殆んご利用出來ない事は私も認める。然しながら其は內國取引を堅實にする爲めには極めて重要なものである。而も其の實行は容易で政府の事業干渉に普通附隨する弊害を伴はぬものであるから私は敢て諸君が速に此の案を御詮議なさるやう御勸めする次第である。』此の重要な提議は前述のマーシャルの名論文『一般物價變動救正策』中に於て更に發展せしめられた。此の論文の最初の三章の標題は、一、可變價值標準の弊害、二、貴金屬も善き價值標準たるを得ず、三、金銀より獨立せる價值標準、となつて居る。マーシャルは言はんことを事項中の最も新しい最も重要な事を脚註に

保留する特別な辭があつたが次に掲げるものは前掲論文の脚註からの抜萃である。『通貨の價值を不變ならしむる爲めにする通貨供給制限案は國內的のものであるべきで國際的のものであるべきではないと思ふ。私はかかる案の二つ——私は兩者の何れも主張する者ではないが——を簡單に示さう。第一案に於ては通貨は不換である。自動的な政府官廳が一ポンドの價值が一單位より以上の時には通貨で以てコンソール公債を買ひ又其より以下の時には該公債を賣る。……一つの案は兌換通貨の場合で一ポンド紙幣の所持人が政府官署に於て當時の價值で一單位の半分に相當する金と同じく一單位の半分に相當する銀を請求する權利ある場合である。』

イコノミスト誌は合本位制選擇的な標準表示制を嘲笑した。而してマーシャルは常に非實際的の考へられること或は『實業家』（かの神話怪物）の頭に解せられぬことを少しく恐れすぎて鳴りを靜めた。

五

私は前にマーシャルの圖表方法論、外國貿易理論、貨幣及信用の原理等の出版が遅延した理由乃至辯解を述べやうと約束した。之等の理由の或ものは彼の生涯の各期を通じて適用されるものであるが、善いものもあり悪いものもある。先づ善いものから始めやう。既に指摘したるが如くマーシャルは夙に、經濟理論の骨子は其自身に於て大して價值あるものでなく我を有益有用な結論の方向に深く導くものではないと云ふ見解に到達した。最も重大な點は其の骨子を實際の經濟生活の

解釋に應用する事である。此故に商工業の實際事實に關する透徹せる知識が必要である。然しながら之等の事及び個個人の其に對する關係は絶えず急速に變化しつつある。次に掲ぐる彼のケンブリッジに於ける就任演説からの抜萃は彼の立場を示すであらう、

『現時起れる經濟學の見地の變化は、人間は大なる程度に於て境遇の產物であり境遇と共に變化するものであると云ふ發見に基く。本世紀の初頭に於ける英國經濟學者の主たる誤りは彼等が歴史並びに統計を無視した事であつた事である。故に彼等は需要供給の力の作用を現實以上に一層機械的な規則正しいものとして考へた。彼等の最も致命的な誤りは産業の慣習、制度が如何に變化し易いものであるかを知らなかつた事である。然しながら社會主義者は彼等經濟學者が考へなかつた人間活動の隠れたる動因を強く感じ且つ稍知つた人である。彼等の熱烈な狂曲中には哲學者經濟學者の學ぶべき鋭い觀察と豐なる暗示とが在つた。本世紀初期の英國經濟學者の業績が狭かつた事の悪い結果中最も悲しむべきものと思はるるのは其が似而非學者流に經濟學上の獨斷を引用し誤用するの機會を與へたことである。リカード及び其の流れを汲む者は彼等が建設しつつある所のものは普遍的真理でなく一團の真理を發見する爲めに普遍的に應用する機械であると云ふ事を自らも明瞭に知らず又他人に對しても明にせなかつた。私は經濟學上の推理の中心的方法に對しては高度の且つ超越的の普遍性を與へるけれども經濟學上の

定理に對しては何等普遍性を認めない。其は具體的真理の一團にあらずして具體的真理發見の爲めの機關である。』

彼はかくの如き見解を持し又經濟學者に對する反動時代即ち彼自ら右の引用文中に述べて居る如くに彼の先行者達の誤りが最大限の害を爲しつつあつた時代に生きて居たので、經濟學を云ふ孤立の機械を其の適當な應用と分離して發表する事を自然と嫌つた譯である。

圖表並に純粹理論だけでは數學の目的、方法と社會科學の目的、方法との間の混雜を増大する結果を生ずるからして利益よりも寧ろ害があるであらうし、又彼が誤れる力入れし見做した所のものを附加することになるだらう其の智的業績の實際社會に對する接觸點を發見するの勞を取らずして其を發表するのは悪い例に従ひ悪い例を残す所以であつたのだ。こは言ひながら適切な事實を捕へることは現今よりは一層困難であつた。一八七〇年代八十年代に於ける世事の進歩殊に米國に於ける進歩は非常に速であつた。現今は多量なるこの組織的な智識源は殆ん存在しなかつた。一八七五年から一八九五年に至る二十年間に於て彼は實際事實に關する智識と經濟學上の判斷力とを増大しつつあつた。故に彼が一八七五年乃至一八八五年に於て著書を發表したとすれば其は一八八五年乃至一八九五年に於て發表し得たものより大に劣つて居たことだらう。

今一つの有力な理由は個人的なものである。彼は生涯の重要な時期に於て健康を害した。健康回復の後にも講義の準備と弟子の爲めに傾注した時間とは彼が著書を書く上に大きな妨

けこなつた。彼は正確に云ふことを極度に望み又表現の精密を期したからして早書きする人は爲れなかつた。彼は小部分の多くを大きな全體に纏める仕事、其を他の部分に對する反動又は他の部分から受くる反動に照して順序的に書き直す云ふ仕事は特に不得意であつた。彼は常に大きな著書を作らうと試みて居たが然しジョン・スチュアート・ミルの有つて居たやうな急速に爲し遂げる力に繼續的な集中力を欠き又論著の完成の爲めに必要なかのアダム・スミスの有したやうな全體に對する絶えざる藝術的感激性を有たなかつた。

我々は今や悪い理由を認めねばならぬものの説明を爲す時期に達した。經濟學に何等かの結末をつける事の不可能なること及び世事の變化の急速なることに關する彼の見解が既に述べたる如くであり、又彼が自身の文筆上の性癖に制禦せられ著書作成の暇を有せざりし事前述の如しすれば彼が一大論著をものする爲めに、單行論文を書く云ふ最初の意圖を抛棄するに至つたことは止むを得ざる事ではなかつたらうか。私は止むを得なかつた事と思ふが然し其には或る弱點が加はつて居た。マーシャルは當時生存せる學者達よりは自分の力の優れて居ることを意識して居た。彼は一八八五年の就任講演に於て言つた『十二年前に英國には會て無かつたと思はるる有能なる經濟學者が多數居たが、ミル、ケアンズ、バジレット、クリップ・レスリー、デューオンズ、ニューマーチ、フォーセット順次死んでしまつた。』其の當時大ききに於てマーシャルに及ぶものは残つて居なかつた。未來の經濟學を作

るべき門弟に對しては彼は何時でも時間と勢力を傾けて世話をした。然しながら彼は自己の半焼けのパンを水中に投ずることを敢てせず、多人數の協同の有力なることを信ずること薄く、又大世界が彼から引出し得る食料を與ふることにあまりにも吝であつた。彼は自分の主義は反對に不可能なる結末を成し遂げんことを企てて居たのでなからうか。經濟學上の一の論著は教育上大なる價值を有つたかも知れない。恐らく我々は各時代のピエス・ド・レジスタンスとして一の論著を必要とする。然しながら經濟事實の變轉性に孤立せる經濟原則の無益なることを認めるならば、經濟學の開拓者改革者達は斯學をして進歩せしめ且つ日常有用の具たらしむる爲めに大論著よりも寧ろパンフレット或は單行論文を選ぶべきではなからうか。私は曩にデューオンズの『經濟學論』を其が惻愾な假綴本である云ふ根據から貶した。然しデューオンズが偉大なる個人的地位を贏ち得他人を刺撃する無双な力を有したのは彼が躊躇なく其の思想を漏らし世界の前に閃めかしたからである。

デューオンズの經濟學上の文獻は皆パンフレット式のものである。マルサスの『人口論』は初版の後論著となつたので傷けられた。リカードの大作は一日限のパンフレットとして書かれた。ミルは其の特異の天稟を以て立派な論著を成し遂げるに當つて科學の爲めよりも教育學の爲めに爲す所多く、恰も次の時代のシンパズを航海する海の老人の如くにして終つたではないか。經濟學者は四つ折版の書の榮譽はアダム・スミスにのみ與へ、其日限的に、風の中にパンフレットを投げ上げ、常

に一時的部分論文を書き而して不滅なるものは若し出来ることすれば偶然に成し就ぐべきものである。

加之マーシャルは其の智慧を充分衣を着せて發表するまで隠蔽することによつて其の特別な天稟の眞の性質を誤りしはせなかつたらうか彼は右に引用した文中に於て『經濟學は具體的眞理の一團ではなくて具體的眞理發見の爲めの機關である』と言つた。今日我々の使用する此の機關は概してマーシャルの創作に係るものである。彼は其を世界に提供するつゞき前に弟子の手に與へた。此の機關の建造こそはマーシャル獨特の天才の重要な業績である。けれども彼は其の非認し且つ自ら特に其の發見に適しても居ない所の『具體的眞理』を大に渴望した。私は私がまだ經濟學の何たるかを知らぬ時代に、父がつぶやいて居るのを聞いた覚えがある。父は弟子として又同僚としてマーシャルの思想の發展を初めから觀察することが出来たのであるが、マーシャルが何處が自分の特別な強みで何處が自分の弱點であるかを頑固にも非認し、又彼の空想的

大志が彼の心と天才の眞の實を世界に與へる事を如何に妨けたかについて歎いて居たのである。彼の氣質が少し變つて居たならば世界の經濟學はもつと早く進歩したであらうし又マーシャルの權威と影響も一層大であつたらう。

私は他の二つの特徴を言はねばならぬ。第一に、マーシャルは間違をすることをあまりに恐れ過ぎ、批評に對してあまりに面の皮が薄く、左して重大ならざる事柄に關する論争によつてさへも容易に氣を亂した。極端な敏感

性の爲めに彼は批評家、論争者に對する寛容性を失つた。此のあまり早く話して訂正を受けることを恐れた事が他の諸種の傾向を引き起した。然し要するに、時に誤りを爲すことは何等の害もない——特に人が速に理解されるならば何等害はない。けれども此の事たるや、彼が科學的正確さと眞理に對する彼の高い標準を會て弛緩せしめなかつたことから生ずる缺點に外ならぬのである。門弟等は彼が其の高き標準を決して低下せしめなかつたことを畏敬して居る。

第二に、マーシャルは善を爲すことを極度に望んだ。彼は經濟學中人類の幸福、勞働階級の狀態等と直接の關係を有せざる智的部分を——間接には非常に重要であるだらうけれども——安く見る傾向を有した。又其部分を研究しつゝある時には『最高者』と共に在らずに感ずるのであつた。其は既に述べたるが如く知識と願望との間の葛藤即ち感傷的情緒なく無味乾燥批判的な知識と普通口外せざる全く異なる型の願望との間の争から出て来る。彼の智性が圖表、外國貿易、貨幣を追求する時に當つて彼の心中の何處かには福音を説く小鬼があつて思慮なくも其を拒否せんとするのであつた。彼の生涯も終焉に近づき智性は漸く朦朧となりかの道を説く心中の小鬼が其一生の束縛に對し抗議を試むべく表面近く表れ來つた時に當つて彼マーシャルは言つた。

『若し私が私の生涯を今一度繰返すことすれば私は心理學の研究に一生を傾けるだらう。經濟學は理想と關係する所あまりに少い。若し私が理想に就て多くを言ふならば私のものは實業家に讀まれぬだらう。』之は彼が死の附近

『私が Political Economy (Economics) に出
ふ語は當時まだ發明されて居なかつた) を出
來る限り徹底的に研究しやうと決心した頃さ
ある陳列窓で、まるで墓場からでも出て來た
やうな非常に瘠せこけた思に惱んでゐるやう
な表情をした男の顔の曲畫を見つけて數シリ

ングで其を買つた。私は其を大學の私の室の爐前棚の上に掲げ以後其を守護聖人と呼び又人人をして其を是非とも好ましめるやう全力を盡した。當時私は純粹經濟學の半數學の方に大に興味を感じ單なる思索家なることを恐れた。然し我が守護聖人を一目見れば正しい道に復歸するやう感じた。其は私が最終目的の研究から離れて一時優勢であつた複本位制等の問題に没頭した後にして殊に役に立つた。私は其等問題の研究を輕蔑したが「追求の本能」は私を驅つて其等を研究せしめた。之は彼の他の偉大な性格——門弟をして感服せしめたる彼の無限の無關心と公共精神——の短所であつた。

（未完）

マーシャル未亡人からの書信

戸田倉三氏の譯に成る「マーシャル傳」(Marshall, A Memoir by John Maynard Keynes)を本誌に連載してゐるが、當のマーシャル未亡人はこれを見て非常に喜び、特に同未亡人の書信の一部を載せた第三十號を手にしたとて、本學宮島教授宛の最近の手紙の一部に次の如く書き添へてゐる。"Thank you for the copies of your University Bulletin, I am amazed to see a piece of my letter so faithfully reproduced with kind regards....."

關西大學理事として永年盡瘁せられた柿崎欽吾氏が昨年十二月長逝せられたことは私共の痛惜に堪へぬ所であります。

就ては今回同學に對する故人の功德を永久に記念する爲め同志相謀つて左記の事業を遂行いたしました。いご存じます。何卒微衷を諒せられ該事業に御賛同下され御高援を仰ぎたく御懇願申上げる次第であります。

記

- 一、柿崎記念文庫を設け之を關西大學に寄贈すること
- 一、右に要する資金は之を大方各位の喜捨に仰ぐこと、但し便宜上一口を金五圓とする
- 一、書籍の購入に關しては發起人に御一任願ふこと
- 一、事業の經過は關西大學發行千里山學報誌上に於て御報告申上げること

大正十四年九月 柿崎記念文庫設立發起人一同

柿崎記念文庫設立發起人一同

寄附申込者芳名（續）

一口金五圓（申込順）

一	一	二	二	二	二	二	二	一	一	七
口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口
桂忠雄氏	毛戶勝元氏	藤本清兵衛氏	祇園清次郎氏	平田讓衛氏	森本清兵衛氏	木下孫一氏	平松憲夫氏	長谷爲五郎氏	菅谷元治氏	野村吉藏氏
五	一	一	一	一	一	二	三	一	一	六
口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口
緒方祐將氏	森下政一氏	岡崎正也氏	古莊一雄氏	土居剛吉郎氏	廣岡惠三氏	三枝樹正道氏	松田一氏	大鐘彦市氏	菅沼豐次郎氏	高洲謙一郎氏
一	一	一	一	一	一	二	三	一	一	六
口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口
砂川雄峻氏	松崎義盛氏	村山龍平氏	榎竝直三郎氏	市川誠次氏	市川誠次氏	高洲謙一郎氏	菅沼豐次郎氏	大鐘彦市氏	松田一氏	三枝樹正道氏
一	一	一	一	一	一	二	三	一	一	六
口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口
砂川雄峻氏	松崎義盛氏	村山龍平氏	榎竝直三郎氏	市川誠次氏	市川誠次氏	高洲謙一郎氏	菅沼豐次郎氏	大鐘彦市氏	松田一氏	三枝樹正道氏
一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	一
口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口
砂川雄峻氏	松崎義盛氏	村山龍平氏	榎竝直三郎氏	市川誠次氏	市川誠次氏	高洲謙一郎氏	菅沼豐次郎氏	大鐘彦市氏	松田一氏	三枝樹正道氏
一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	一
口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口
砂川雄峻氏	松崎義盛氏	村山龍平氏	榎竝直三郎氏	市川誠次氏	市川誠次氏	高洲謙一郎氏	菅沼豐次郎氏	大鐘彦市氏	松田一氏	三枝樹正道氏
一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	一
口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口
砂川雄峻氏	松崎義盛氏	村山龍平氏	榎竝直三郎氏	市川誠次氏	市川誠次氏	高洲謙一郎氏	菅沼豐次郎氏	大鐘彦市氏	松田一氏	三枝樹正道氏
一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	一
口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口
砂川雄峻氏	松崎義盛氏	村山龍平氏	榎竝直三郎氏	市川誠次氏	市川誠次氏	高洲謙一郎氏	菅沼豐次郎氏	大鐘彦市氏	松田一氏	三枝樹正道氏
一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	一
口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口
砂川雄峻氏	松崎義盛氏	村山龍平氏	榎竝直三郎氏	市川誠次氏	市川誠次氏	高洲謙一郎氏	菅沼豐次郎氏	大鐘彦市氏	松田一氏	三枝樹正道氏
一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	一
口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口
砂川雄峻氏	松崎義盛氏	村山龍平氏	榎竝直三郎氏	市川誠次氏	市川誠次氏	高洲謙一郎氏	菅沼豐次郎氏	大鐘彦市氏	松田一氏	三枝樹正道氏
一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	一
口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口
砂川雄峻氏	松崎義盛氏	村山龍平氏	榎竝直三郎氏	市川誠次氏	市川誠次氏	高洲謙一郎氏	菅沼豐次郎氏	大鐘彦市氏	松田一氏	三枝樹正道氏
一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	一
口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口
砂川雄峻氏	松崎義盛氏	村山龍平氏	榎竝直三郎氏	市川誠次氏	市川誠次氏	高洲謙一郎氏	菅沼豐次郎氏	大鐘彦市氏	松田一氏	三枝樹正道氏
一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	一
口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口
砂川雄峻氏	松崎義盛氏	村山龍平氏	榎竝直三郎氏	市川誠次氏	市川誠次氏	高洲謙一郎氏	菅沼豐次郎氏	大鐘彦市氏	松田一氏	三枝樹正道氏
一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	一
口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口
砂川雄峻氏	松崎義盛氏	村山龍平氏								

[illegible]

二川茂助氏	上野愼吉氏	横田義夫氏	天野時三郎氏	濱口駒次郎氏	長谷川銚五郎氏	永田三十郎氏	留岡幸助氏	佐々穆氏	三谷帆秀氏	本庄熊次郎氏	深川喜次郎氏	池島新太郎氏	香坂政治氏	池田貞晴氏	上村豐氏	日本攝酒株式會社	村松岩吉氏	松村敏夫氏	橋本貫之進氏	濱崎定吉氏	香月錠之助氏	林安繁氏	原榮氏	三好珠三郎氏	高倉作太郎氏	安堵美川氏	多和田精一氏	廣瀬滿正氏	大橋陟吉氏	小田切孝氏	花井卓藏氏
-------	-------	-------	--------	--------	---------	--------	-------	------	-------	--------	--------	--------	-------	-------	------	----------	-------	-------	--------	-------	--------	------	-----	--------	--------	-------	--------	-------	-------	-------	-------

(以下後報)

千里山學報維持費受領報告

(到著順)

金參圓也	大二三商	河面三一氏	金貳圓也	大八法	樺橋浩輔氏	金貳圓也	大三經	增田定治氏
金參圓也	大七法	下許保正氏	金貳圓也	大四法	加治信一氏	金貳圓也	大四法	中井彌六氏
金參圓也	大三經	中井義輝氏	金貳圓也	大七法	吉村寅藏氏	金參圓也	明四三法	里村安二郎氏
金貳圓也	大六法	小原是馨氏	金貳圓也	大二三商	阿收平氏	金參圓也	明三九法	原田市之進氏
金貳圓也	大三法	楠山秀太郎氏	金貳圓也	大七法	北村儀三郎氏	金貳圓也	大六法	永井惠美太氏
金貳圓也	大二三商	佐藤芳太郎氏	金貳圓也	大七法	毛利兼保氏	金參圓也	大九法	根上信氏
金貳圓也	大二三商	小崎司郎氏	金貳圓也	大一一法	守安恒氏	金參圓也	大七商	仲野英一氏
金貳圓也	大二三經	櫻井喜三次氏	金貳圓也	明四五法	竹田正輝氏	金參圓也	大七商	諏訪賢三郎氏
金貳圓也	明三九法	中島寛二氏	金貳圓也	明三三法	松川孟一氏	金壹圓五拾錢也	大二三經	荒木正毅氏
金貳圓也	大五法	中村安一氏	金拾圓也	大九法	岡本勝治氏			
金參圓也	大二三法	限部勝氏	金參圓也	大七商	菅田實三氏			
金貳圓也	大二三商	岸本忠雄氏	金參圓也	大三法	山口武雄氏			
金貳圓也	大一一法	新田巖氏	金參圓也	明三三法	志賀潤八氏			
金貳圓也	大一一法	神前大器彦氏	金貳圓也	明二九法	嵯峨根令氏			
金拾圓也	明四四商	高濱直一氏	金貳圓也	大一一四商	中井嘉市氏			
金參圓也	大七法	大學修氏	金貳圓也	大二法	吉岡榮八氏			
金參圓也	大九法	中野德司氏	金四圓也	大二商	若林要四郎氏			
金五圓也	大二商	野田博氏	金參圓也	大二法	與田源次郎氏			
金參圓也	大二商	上利一郎氏	金參圓也	大四法	宇佐美正祐氏			
金參圓也	推	北川龜三郎氏	金參圓也	大一法	信正義夫氏			
金五圓也	大九法	井口圭司氏	金參圓也	大五商	村井知治氏			
金貳圓也	大三法	本田捨松氏	金參圓也	大一四商	綾木茂太郎氏			
金參圓也	大八法	寺島熊市氏	金參圓也	大七法	和田右膳氏			
金參圓也	大一一法	森明光氏	金參圓也	大九商	柏木省吾氏			
金貳圓也	大三經	玉置轉留男氏	金參圓也	大二商	鹿喰治三郎氏			
金五圓也	大九商	西村主計氏	金參圓也	大八法	長山直樹氏			
金貳圓也	明四四法	戸川巖氏	金參圓也	大六法	野口政治郎氏			
金貳圓也	大六法	長谷川天地氏	金貳圓也	大二法	吉見幸雄氏			
金貳圓也	大三法	田中仲五郎氏						

千里山俳壇 朝冷選

法文 津田道之助

午睡覺め簾外れてるたりけり
門内や一面の日に旱草
京を出る車窓に迫る白雨哉
追加 朝冷

醍醐三寶院

蟬時雨柳障子を開けて入る
梅雨しめり四季の柳の襖の繪
宇治にて

興聖寺の夕の鐘に蚊遣哉

近況

朝顔に水して門を開けにけり
朝顔に下りて小草をぬきにけり

一、當季雜吟募集

一、送稿先、兵庫縣灘深江 有田朝冷宛

一、締切毎月末日

一、封皮には必ず「千里山俳句」ミ朱記のこ
ミ。

學生諸君に告ぐ

千里山學報投稿に就て

▼學友會各部の記事、各種研究會、親睦會、縣人會その他學生諸會合の記事、論文、文藝作品等本誌に掲載希望の原稿は、總て千里山學舍圖書閱覽室内及び福島學舍學生入口左側に設置してある千里山學報投稿函に投入して下さい。
▼但し寫眞その他投入不能の材料は、事務所又は學報局へ直接提出して下さい。

▼毎號締切は前月二十五日限りとし、その以後の分は次號に廻します。

▲尚ほ取捨撰擇は一切學報局へ任せて頂きます。

大正十四年九月 關西大學學報局

大正十四年九月十三日印刷
大正十四年九月十五日發行

不許複製

編輯兼發行人 辰巳經世

印刷者 飯田彌之助

印刷所 鐵三有社

發行所 關西大學學報局

福島學舍 關西大學

大阪市此花區上福島 電話土佐堀(一〇四九) 電話土佐堀(五五七〇)

千里山學舍 關西大學 大阪市外千里山 電話吹田一二三

男 性 的 堅 牢 時 計



瑞 西 製

フ エ ル モ

銀	側	パリー型十五寶石入	絹リボン附	¥ 13.50
ニツケル側	〃	〃	〃	〃 12.50



生 駒 時 計 店

大 阪 高 麗 橋 四 丁 目 (淀屋橋筋南へ入東側)

電 話 本 局 八 四 五 番 四 七 一 六 番

文房具、製帽
雜貨、食料品

關西大學給品部

千里山學舎學生控所
福島學舎學生控所 内

關西大學
關西第二商業
關西甲種商業 指定

明文堂 野島書店

大阪市此花區上福島北三丁目
電話 土佐堀 一二八六番
振替 大阪 三九九九一番
本學校友 野島藤次郎

御願二件

▼御面倒ですが校友各位の當學報局に
寄せられる御書信には必ず御卒業の
年度並に部、科名を御書き添へ下さ
るやう御願ひ申上げます。

▼這般集金郵便に關する規則が改正せ
られまして一口金額參圓以上でなけ
れば取扱はれないことになりました。
就きましては本誌の維持費を集
金郵便で御拂込み下さる場合には申
し兼ねますが一箇半分若くはそれ以
上として金額參圓以上御指定下さる
やう勝手ながらこれ亦御願ひ申上げ
ます。

大正十四年九月 關西大學學報局
關西大學校友各位

關西大學
關西甲種商業
關大第二商業 指定洋服商

大阪市上本町六丁目

長谷屋號

電話 南 四五一二番
振替 大阪 五五三八番

●今宮支店 ●釣鐘町支店

關西大學教授 宮島綱男先生著

經濟學原理 上卷

菊版總クローヌ製
紙數約三百五十頁
定價金參圓五拾錢

本書は著者が關西大學に於いて年年若干の補正を

加へつつ講じ來つた經濟原論の稿本に今回更に幾

多の校訂と増補とを施して新しく世に問はんとす

る著者近年の勞作である。敘述の明確と思索の精

緻は特に著書が努むるところであつて、これから

始めて經濟學を學ばんとする人人にとつて懇切な

手引書であると同時に、經濟學を専門に研究しつ

つある人人の間にも亦充分重んぜらるべき著作の

一であることを信ずる。殊に書中に於いて取扱つ

た各種の問題について豊富且つ詳細なビブリオグ

ラフィーを附してゐる點は讀者にとつて何よりも

便利な特長をなすものであらう。

發行所

東京市牛込區赤城下町二番一

瞭文堂

電話五千四百一〇番・振替東京五〇一三番

關西大學講師 木下孫一先生著

最新日本憲法論

△菊判背皮總クローヌ製 紙數約三百五十頁 定價金參圓五拾錢▽

本書は關西大學専門部に於て憲

法講座を擔任して夙に令聞ある

著者が、多年研究の結果である

講義の草稿を基礎とし、更に幾

多の改訂を施し公刊せられたも

のである。觀察周到、行文簡潔、

斯法の原理を闡明して餘蘊なし

特に著者が意を注げるは、本書

を以て各種高等試験受験者絶好

の参考書たらしめんごせし點に

あり、學生諸氏は素より汎く研

學の士に推奨す。

發行所

東京市神田區猿樂町二番

嚴松堂書店 株式會社

電話四九五四番・振替東京六五五番

關西大學教授佐々穆著

最新刊

國際民商法撮要

本書は之を基礎準據法、國際民法、國際商法の三編、各部門の十八章に分ち、著者一家の見を示して詳述盡さざるなく、能く國際私法學の各論的説明を與へてゐる。國際的私法生活の愈錯雜を加へむごしつつある今日、この好指針を得たるは實に學界の慶事たるに止まらない。敢て學徒は固より實際家の一讀を俟つ所以である。猶ほ本書は、手形法統一に關する條約及び爲替手形、約束手形統一規則、其他重要なる十四項目を附録としてゐる。

菊判並製
紙數 三百七十頁
定價 金參圓參拾錢
送料 金廿七錢

大阪北區會根崎上三

大 同 書 院

振替大阪三一七九二・電話一六五三



秋の三彩會

十月の三越

秋、尾花、やがては菊のかほりに、紅葉の色も照り映れて、日毎に錦繡の美を織り成す秋は十月、わが染織界の權威として工藝の精華を發揮しつゝある三彩會は、茲にまた麗はしくも豊饒なその收獲を見せて参りました。全國にすぐりし染織工藝家が新たな努力は多くの製品に凝結してその眞生命の輝くところ、蓋し今秋に於ける唯一の異彩で御座いませう。三越の十月は之れを筆頭に本場秋父宣傳賣出し、習文拂賣出し等を初め美術に、工藝に、趣味に、實用に、こりゝの趣致を展開してまゐります。何卒是非御來遊の程偏に御待ち申上げます。

大 阪

三越呉服店